

御殿場市 子ども・子育て支援事業計画

みんな
地域でつなぐ子育ての輪
～未来はぐくむ御殿場プラン～



平成27年3月

はじめに

日本の社会が、急速な少子高齢化という大変深刻な問題に直面する中、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長することは社会共通の願いであります。

近年、核家族化や地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われており、子どもを取り巻く環境や子育て環境は大きく変化しております。

こうした中、質の高い幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、地域の子育て支援の量的拡充や質の向上を進めていくための「子ども・子育て支援法」が制定されたことに伴い、御殿場市においても「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画では、「地域（みんな）でつなぐ子育ての輪～未来はぐくむ御殿場プラン～」を基本理念として、「御殿場市次世代育成支援対策行動計画」の一部を継承するとともに、子どもが等しく、心身ともに健やかに育つよう、教育・保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上に向けた取組を積極的に推進していくこととなります。

今後は、「真の子育て支援日本一」を目指して、子育てしやすい環境をより一層充実させていくために、国、県をはじめ、地域、関係団体などと連携を図りながら、本計画の着実な実施に努めてまいります。市民の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたり「御殿場市子ども・子育て会議」の委員の皆様のご尽力に感謝するとともに、広く御意見をいただきました市民の皆様、事業者等の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

御殿場市長 若林 洋平



目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	2
第2章	御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境	3
1	人口及び世帯の状況	3
2	産業と就労状況	7
3	子育て支援に関する状況	9
4	御殿場市子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果からみる 教育・保育事業等に対するニーズ	17
5	次世代育成支援対策行動計画の評価	30
第3章	計画の基本的考え方	39
1	計画の基本理念	39
2	計画における基本的な視点	40
3	教育・保育提供区域の設定	41
4	将来の子どもの数の推計	46
第4章	計画の内容	47
1	教育・保育	47
2	地域子ども・子育て支援事業	61
3	教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	86
4	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	87
5	職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進	88
6	要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	89
第5章	計画推進の方策	95
1	計画の推進体制	95
2	計画の進捗管理と評価	95

資 料..... 97

教育・保育施設一覧.....	97
御殿場市子ども・子育て会議設置条例.....	98
御殿場市子ども・子育て支援制度庁内推進委員会設置規程.....	100
御殿場市子ども・子育て会議委員名簿.....	101
計画の策定経過.....	102
用語の解説.....	104



第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生き育てることに対する意識等の変化をもたらしています。御殿場市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生き育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度）の構築について検討が始まりました。

子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

子ども・子育て支援新制度は平成27年度から開始されることから、新しい制度運用を円滑に推進できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」といいます。）」の見直し・改正等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が平成24年に制定されています。

今後は、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生き育てることをめぐる諸課題を解決するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することが必要です。

このため、子ども・子育て関連3法に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、5年を一期とする「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付・事業を実施するものです。

【子ども・子育て関連3法】

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定します。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年を一期として策定します。

また、本計画における施策が、社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、基本指針に基づき、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

【計画の期間】

平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
次世代育成支援対策行動計画 ＜前期計画＞															
					次世代育成支援対策行動計画 ＜後期計画＞										
				見直し						見直し	子ども・子育て支援事業計画 推進期間				
											中間 見直し				



第2章

御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境



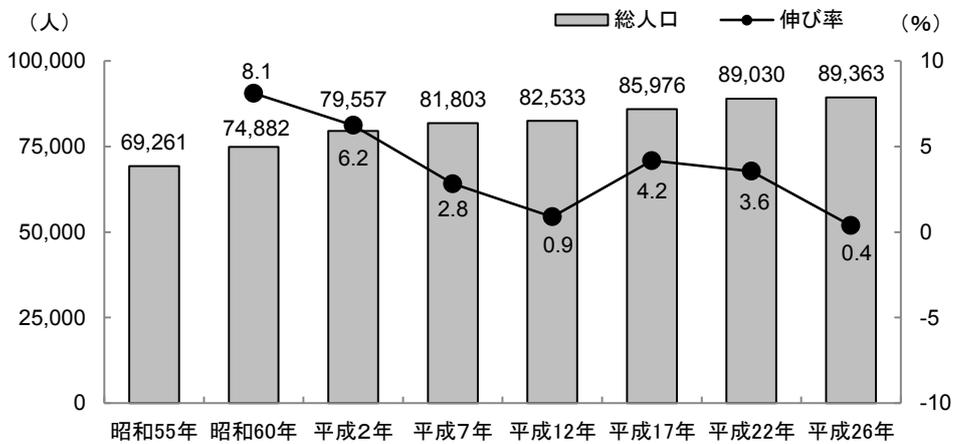
第2章 御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境

1 人口及び世帯の状況

(1) 人口

国勢調査等に見る本市の人口は増加しており、昭和55年当時と比べると、平成26年の総人口は20,102人増加しています。一方、人口の伸び率は、平成17年では一旦、上昇していますが、全体的には低下傾向となっています。

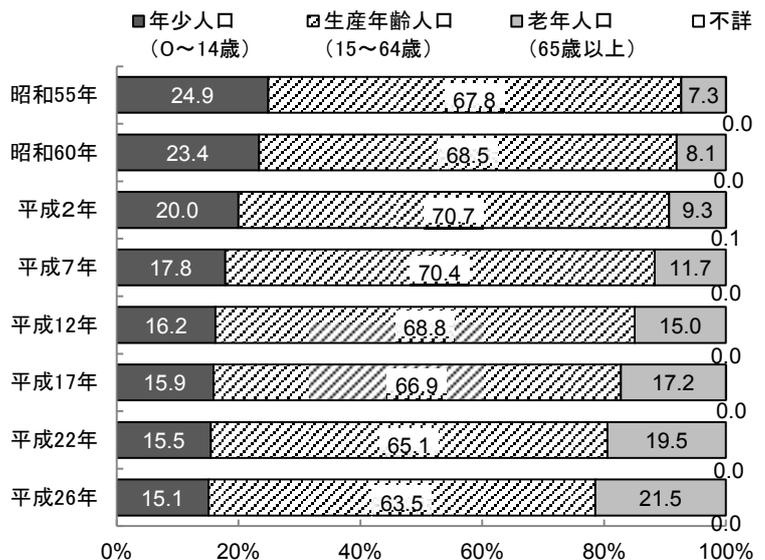
【総人口と伸び率】



資料：国勢調査、平成26年は住民基本台帳（9月30日現在）

年齢3区分別の人口構成比率は、0～14歳の年少人口比率と15～64歳の生産年齢人口比率は低下傾向にあり、65歳以上の老年人口比率は年々上昇しています。平成26年の年少人口比率は昭和55年の約6割に低下、逆に老年人口比率は約2.9倍となっており、少子高齢化が進んでいるといえます。

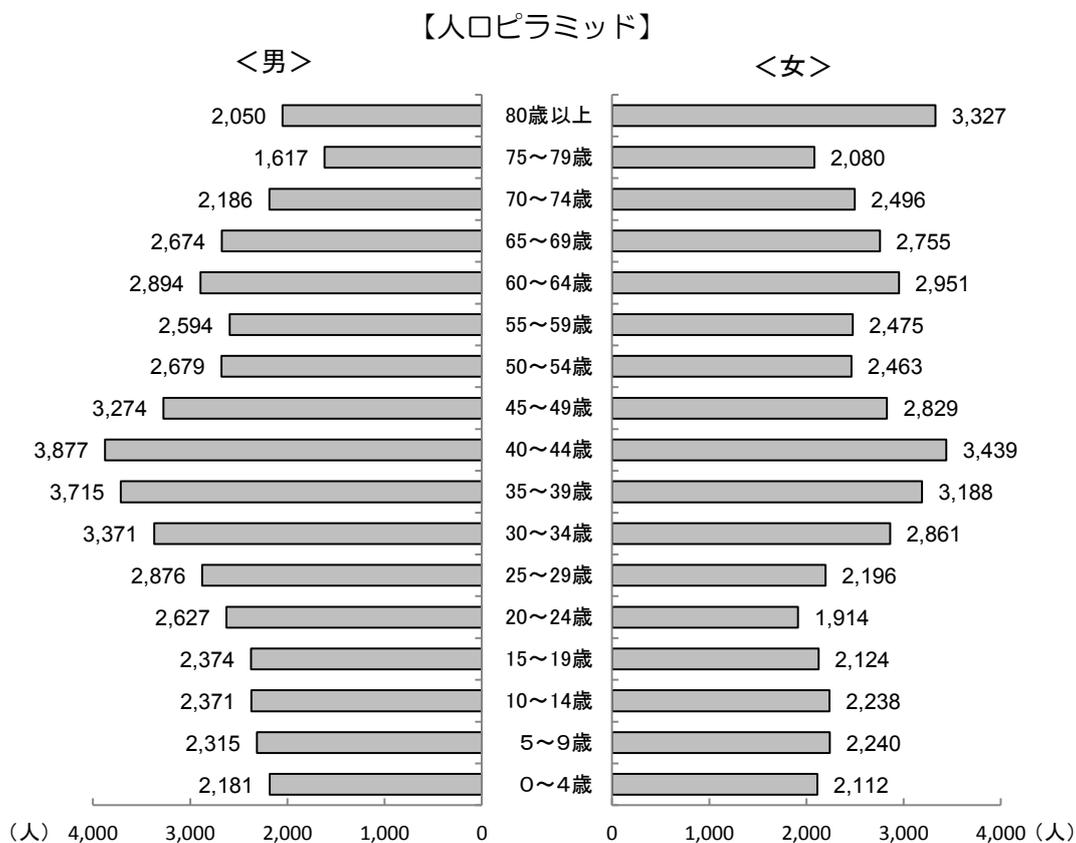
【年齢3区分別人口構成比率】



資料：国勢調査、平成26年は住民基本台帳（9月30日現在）

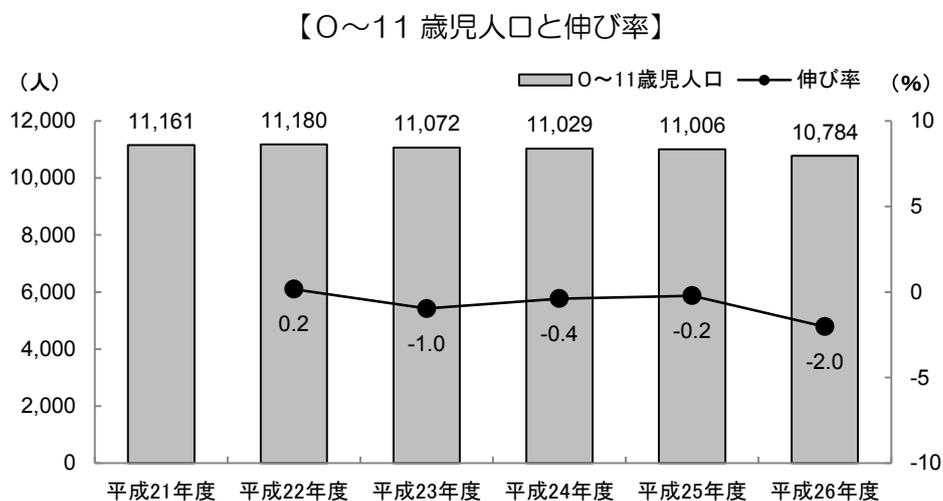
注) 百分率は、小数第2位を四捨五入しているため、個々の比率の合計が100%にならないこともあります。

5歳階級別の人口構成は、男女ともに30～44歳、60～64歳の構成数が多く、10～24歳で少なくなっています。また、80歳以上の女性は男性の約1.6倍となっており、人口ピラミッドの形としては、変形つぼ型となっています。



資料：住民基本台帳 平成26年9月30日現在

小学校6年生までの児童（0～11歳児）の人口の推移をみると、ここ5年間は微減傾向で、平成26年度では10,784人となっています。平成21年度と比較すると377人の減少となっています。



資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在

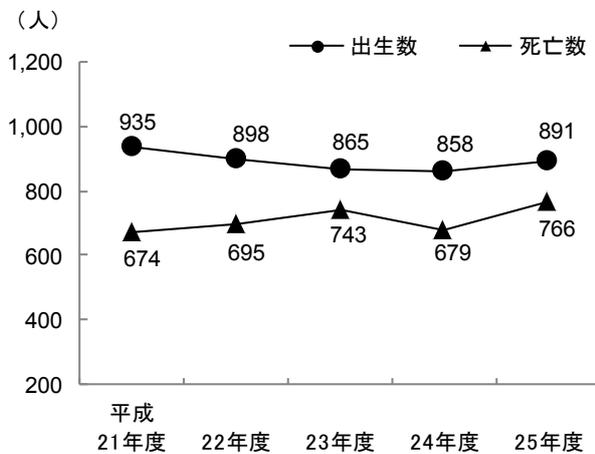
(2) 人口動態

本市のここ5年間の出生数と死亡数の推移をみると、出生数は平成21年度以降減少傾向にありましたが、平成25年度で増加に転じています。一方、死亡数は平成21年度以降増減を繰り返し、平成25年度は766人となっています。

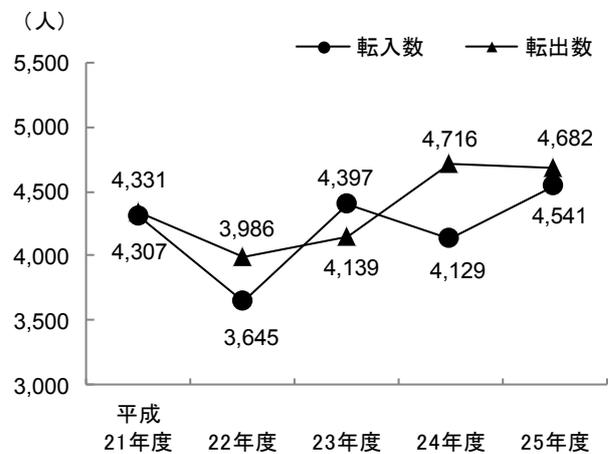
転入数は増減を繰り返してはいるものの、平成25年度では4,541人と、平成21年度に比べ234人増加しています。転出数は平成22年度以降増加傾向にあり、平成25年度は4,682人となっています。

また、婚姻・離婚件数については、婚姻件数は平成21年度は1,000件を超えていましたが、平成25年度には980件となっています。一方、離婚件数は300件弱で推移しています。

【出生数と死亡数】

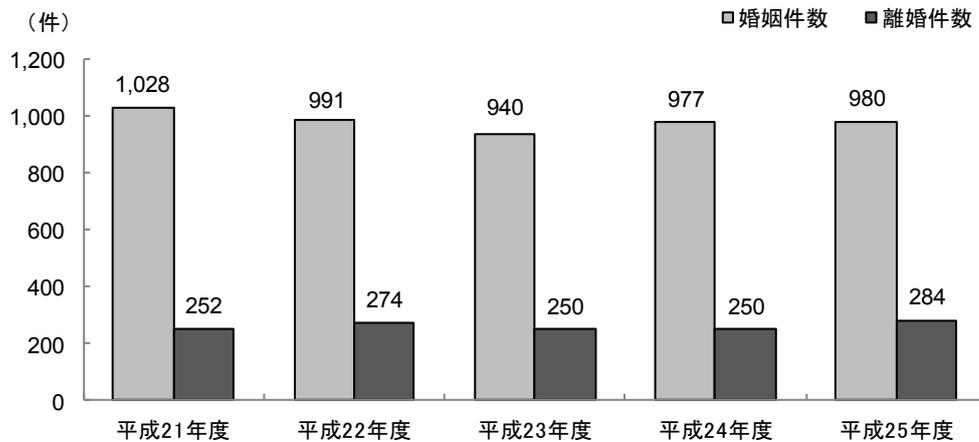


【転入数と転出数】



資料：主要施策報告書 各年度3月31日現在

【婚姻・離婚件数】



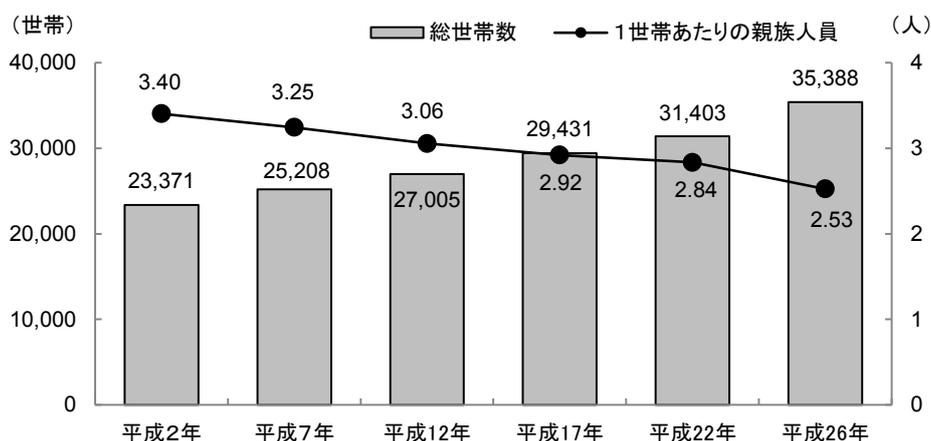
資料：主要施策報告書 各年度3月31日現在

(3) 世帯構造

国勢調査等に見る本市の総世帯数は増加していますが、1世帯あたりの親族人員は減少しており、平成17年以降は3人を下回り、平成26年では2.53人となっています。

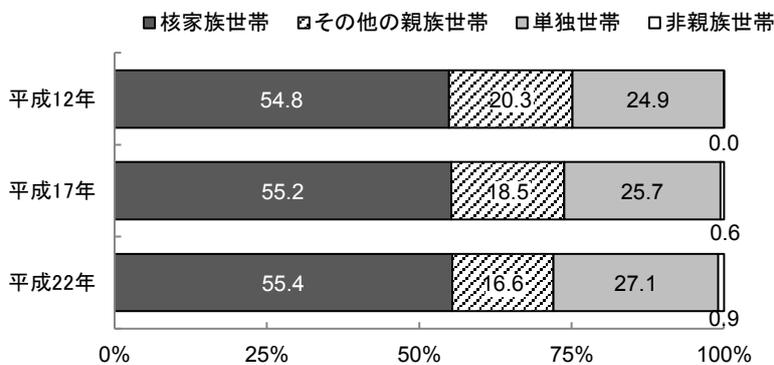
また、世帯構成比率をみると、単独世帯の割合が上昇し、その他の親族世帯の割合がその分低下しています。

【総世帯数と1世帯あたりの親族人員】



資料：国勢調査、平成26年は住民基本台帳人口（9月30日現在）

【世帯構成比率】



資料：国勢調査

2 産業と就労状況

(1) 就業人口

国勢調査にみる全体の就業人口は増加していますが、20代や50代の就業人口は平成17年よりも平成22年の方が減少しています。

また、産業別就業人口比率の推移をみると、第三次産業の割合が上昇しており、平成17年と平成22年では約3分の2を占めています。

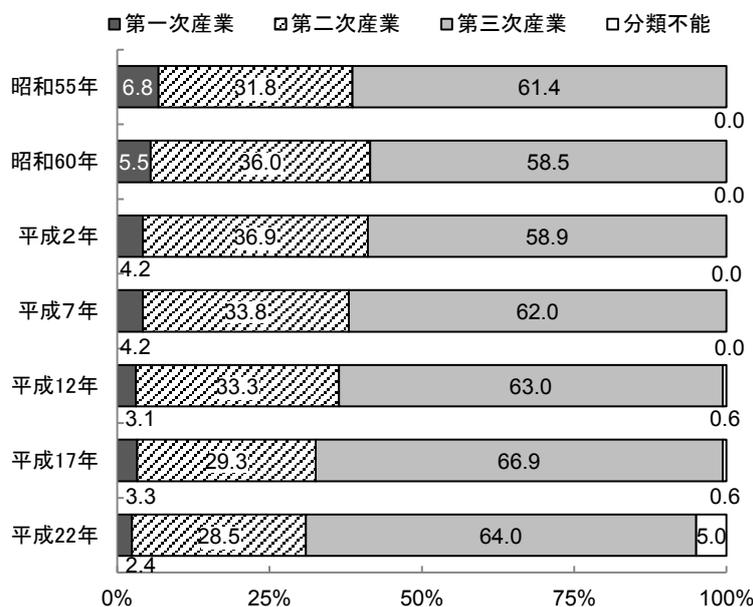
【年齢層別就業状況】

(人)

	平成17年			平成22年		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性
総数	46,992	28,363	18,629	48,665	29,327	19,338
15～19歳	823	528	295	788	483	305
20～24歳	3,813	2,306	1,507	3,481	2,195	1,286
25～29歳	5,247	3,274	1,973	4,862	3,091	1,771
30～34歳	5,860	3,799	2,061	5,583	3,557	2,026
35～39歳	5,263	3,345	1,918	6,371	3,967	2,404
40～44歳	4,787	2,810	1,977	5,608	3,353	2,255
45～49歳	4,487	2,526	1,961	4,892	2,832	2,060
50～54歳	5,050	2,832	2,218	4,316	2,423	1,893
55～59歳	4,920	2,826	2,094	4,659	2,644	2,015
60～64歳	3,057	1,841	1,216	3,872	2,265	1,607
65歳以上	3,685	2,276	1,409	4,233	2,517	1,716

資料：国勢調査

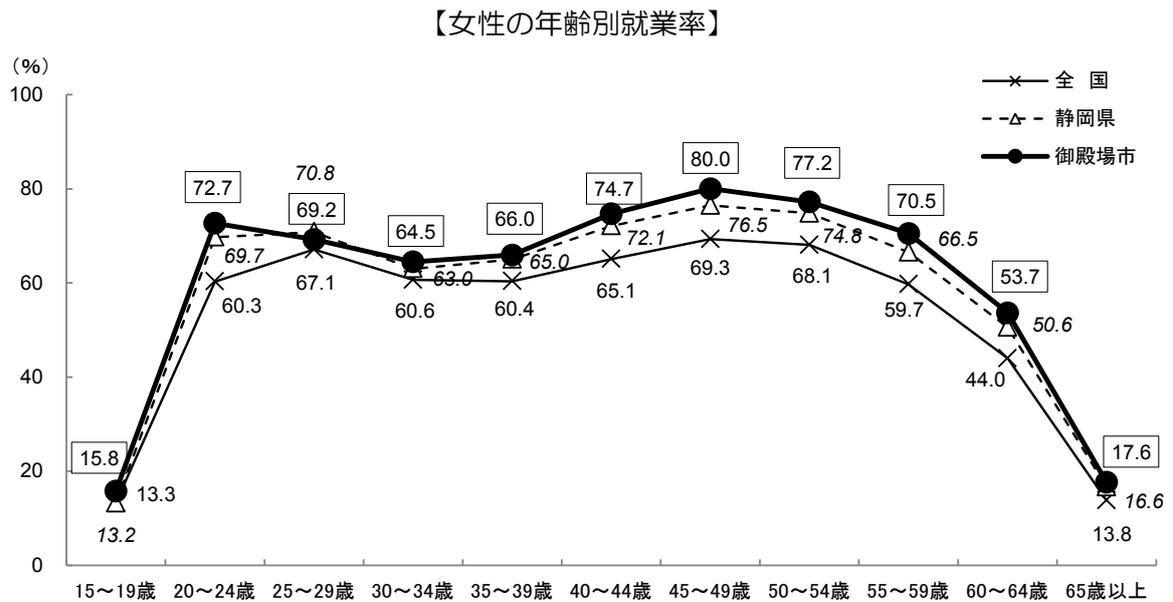
【産業別就業人口比率】



資料：国勢調査

平成22年の国勢調査における女性の年齢別就業率をみると、結婚、出産、育児のため一度就業を退き（25～39歳）、子育てが一段落したところに再び就業する（40歳以降）という、いわゆる「M字曲線」がはっきりとみられます。

また、静岡県とはさほど差はみられませんが、国と比べるとすべての年齢層において高い就業率となっており、そのぶん25～39歳のM字の谷の部分が高いといえます。



資料：国勢調査（平成22年）



3 子育て支援に関する状況

(1) 認可保育所

本市の保育所は、平成25年度時点で、公立保育所が9か所、私立保育所は8か所となっており、入所率は公立、私立ともに100%を超えています。

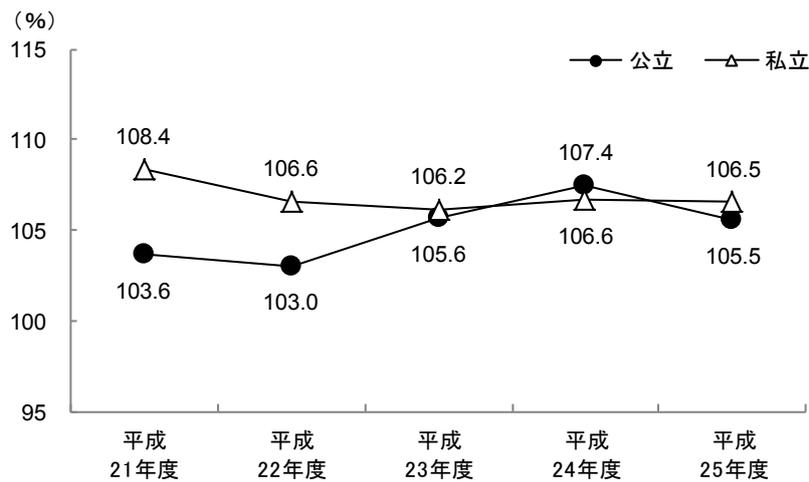
なお、平成26年度には、公立保育所から認定こども園への移行が1か所、私立保育所の新設が1か所ありました。その結果、平成26年度では、公立保育所が8か所、私立保育所が9か所、公立認定こども園が1か所となっています。

【入所児童数及び入所率】

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
公立	保育所数(か所)	9	9	9	9	9
	定員数(人)	940	940	940	940	940
	入所児童数(人)	974	968	993	1,010	992
	入所率(%)	103.6	103.0	105.6	107.4	105.5
私立	保育所数(か所)	8	8	8	8	8
	定員数(人)	885	975	975	995	995
	入所児童数(人)	959	1,039	1,035	1,061	1,060
	入所率(%)	108.4	106.6	106.2	106.6	106.5

資料：子ども育成課 各年度3月1日現在

【入所率の推移】



(2) その他保育サービスの状況

ごてんば・おやまファミリー・サポート・センター及び地域子育て支援センターの状況は、以下のとおりとなっています。

【ごてんば・おやまファミリー・サポート・センターの状況】

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
委託会員（依頼会員）（人）	393	405	431	474	502
受託会員（提供会員）（人）	85	100	120	128	133
委受託会員（両方会員）（人）	133	164	169	168	172
利用件数（件）	1,190	2,070	1,276	2,662	3,158

資料：子ども育成課（子ども家庭センター） 各年度3月31日現在

【地域子育て支援センター】

開設場所	地域子育て支援センター名	所在地
子ども家庭センター		萩原 988-1
公立保育所	東保育園	ミッキーハウス 東田中 496-1
	西保育園	ちびっこランド 萩原 728-1
	原里第1保育園	ぴよんぴよんランド 川島田 71-3
	原里第2保育園	このゆびとまれ 神場 646-47
	玉穂第1保育園	にこにこランド 茶蔭沢 1322-1
	玉穂第2保育園	ぽけっとらんど 中畑 1676-1
	高根第1保育園	わくわくランド 塚原 880-3
	高根第2保育園	なかよしひろば 上小林 431-1
私立保育所	高根学園保育所	さんかく屋根ひろば 西田中 402-8
	すみれ保育園	すみれらんど 竈 1237-1
	富岳保育園	ハッピーランド 大坂 362-4
	双葉保育園	わんぱくランド 保土沢 500-3
	萩原保育園	すくすくらんど 萩原 477-11
	神山保育園	ラポールの広場 神山 1692-4
	みなみ保育園	いちごミルク 萩原追分 1193-21
	とらのこ保育園	プチとらパーク 川島田 1073-2
	みらい保育園	みらいランド 新橋 1555-1
認定こども園	印野こども園	なかよしランド 印野 1457-2
公立幼稚園	御殿場幼稚園	おひさまぼかぼか広場 二枚橋 260-1
	富士岡幼稚園	なかよし広場 中清水 119
	竈幼稚園	にこにこ広場 竈 154-1
	神山幼稚園	くすのき広場 神山 416-2
	原里幼稚園	わくわくランド 川島田 1917-2
	玉穂幼稚園	わいわい広場 中畑 426-1
	原里西幼稚園	ひよこクラブ 板妻 101-6
	森之腰幼稚園	にこにこクラブ 川島田 451-3
私立幼稚園	御殿場聖マリア幼稚園	ちびっこ天使の会 新橋 1591
	みなみ幼稚園	みなみパーク 萩原追分 1193-13

資料：子ども育成課（子ども家庭センター）、教育総務課 平成26年4月1日現在

(3) 幼稚園の状況

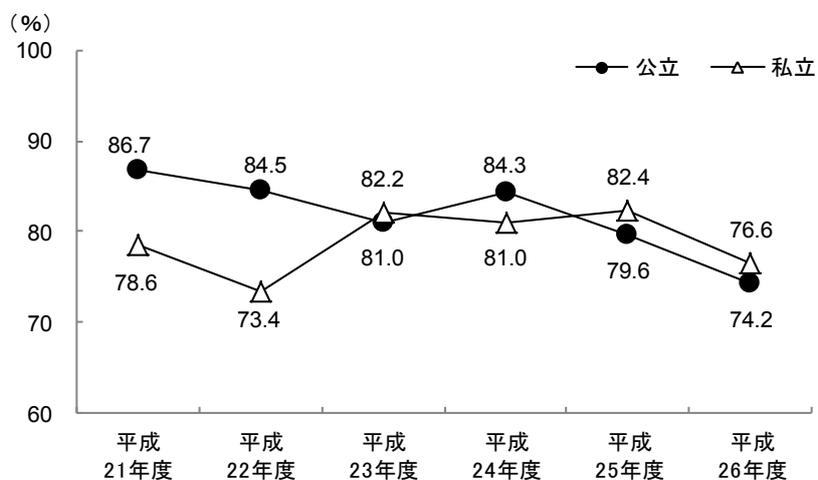
本市の幼稚園は、公立幼稚園が8か所、私立幼稚園は2か所となっています。在園率は、公立幼稚園は平成21年度をピークに低下傾向にあり、私立幼稚園は80%前後で推移していますが、平成26年度は平成25年度よりも低下しています。

【在園児童数及び在園率】

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
公立	幼稚園数(か所)	8	8	8	8	8	8
	定員数(人)	1,310	1,335	1,335	1,335	1,335	1,350
	在園児童数(人)	1,136	1,128	1,081	1,126	1,062	1,002
	在園率(%)	86.7	84.5	81.0	84.3	79.6	74.2
私立	幼稚園数(か所)	2	2	2	2	2	2
	定員数(人)	500	500	500	500	500	500
	在園児童数(人)	393	367	411	405	412	383
	在園率(%)	78.6	73.4	82.2	81.0	82.4	76.6

資料：子ども育成課 各年度5月1日現在

【在園率の推移】



(4) 小学校の状況

小学校数は、平成26年度現在11校（分校を含む。）となっています。

また、児童数は各年度・学年で増減の幅はみられますが、合計人数は毎年度ほぼ横ばいとなっています。

【小学校数・小学校児童数】

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
小学校数（校） （分校含む）	11	11	11	11	11	11
1年生（人）	985	968	925	900	905	936
2年生（人）	952	964	949	909	900	885
3年生（人）	919	961	954	932	889	894
4年生（人）	892	913	959	945	914	879
5年生（人）	887	878	895	948	931	908
6年生（人）	869	882	879	888	935	931
合計	5,504	5,566	5,561	5,522	5,474	5,433

資料：学校教育課 各年度5月1日現在

(5) 放課後児童教室の状況

放課後児童教室は、平成26年度に1教室が分割され、市内で全16か所となっています。利用児童数は毎年度増加傾向にあります。

【放課後児童教室実施状況】

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
放課後児童教室（か所）	10	11	13	15	15	16
放課後児童教室利用児童数（人）	636	659	641	653	681	764

資料：子育て支援課 各年度5月1日現在

(6) 母子保健事業等の状況

母子保健手帳の交付件数は、平成21年度以降、減少傾向となっており、平成25年度は861件となっています。

【母子保健手帳の交付件数】

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
母子健康手帳の交付（件）	1,000	906	896	905	861

資料：主要施策報告書 各年度3月31日現在

各種乳幼児健康診査（集団）に関しては、毎年度、どの健診においても受診率はおおむね95%を超え、高い受診率を維持しています。

【乳幼児健康診査の受診状況】

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
4か月児 健康診査（個別）	受診者（人）	887	879	827	837	840
	受診率（％）	95.9	98.8	97.2	97.3	95.4
6か月児 健康診査（集団）	受診者（人）	881	935	865	864	830
	受診率（％）	96.9	96.6	97.2	97.8	97.7
10か月児 健康診査（個別）	受診者（人）	891	845	799	782	740
	受診率（％）	94.1	96.6	95.7	97.1	95.1
1歳6か月児 健康診査（集団）	受診者（人）	887	941	931	935	853
	受診率（％）	94.1	96.6	95.7	97.1	95.1

資料：主要施策報告書 各年度3月31日現在

健康教育事業は以下のとおりとなっています。参加状況は、各事業によって異なります。

【健康教育事業の実施状況】

事業名称		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
プレママ学級 （妊婦教室）	実施回数（回）	12	12	12	12	12
	参加者数（実）（人）	106	92	92	97	85
	参加者数（延）（人）	193	164	150	162	129
離乳食と 乳歯の話	実施回数（回）	24	24	24	24	24
	参加者数（人）	825	861	821	798	776
赤ちゃんセミナー 離乳食講習会	実施回数（回）	24	24	24	24	24
	参加者数（人）	509	486	433	494	542
のびのび教室	実施回数（回）	12	12	12	12	12
	参加者数（組）	161	162	168	149	142
おやこ 食育教室	実施回数（回）	1	1	2	1	2
	参加者数（組）	11	16	10	14	12
両親学級	実施回数（回）	8	7	8	8	6
	参加者数（人）	240	209	231	218	218
パクパク教室	実施回数（回）	6	6	6	12	12
	参加者数（人）	66	70	50	90	113

資料：主要施策報告書 各年度3月31日現在

保健指導、相談事業は以下のとおりとなっています。個別相談では、臨床心理士による心理相談を実施しています。

【保健指導、相談事業の実施状況】

事業名称		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
幼児事後指導	実施回数 (回)	12	11	12	12	12
	参加者数(実)(人)	27	37	33	32	37
個別相談 (心理個別)	実施回数 (回)	112	91	88	92	80
	相談者数(実)(人)	141	140	160	126	119
乳幼児健康相談	実施回数 (回)	12	12	12	12	12
	相談者数(延)(人)	1,596	1,490	1,479	1,347	1,362
2歳児健康相談	受診者 (人)	615	577	606	536	519
プラッシング指導	受診率 (%)	61.6	58.0	63.9	58.5	61.4

資料：主要施策報告書 各年度3月31日現在

訪問指導事業は以下のとおりとなっています。

【訪問指導事業の実施状況】

事業名称	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
赤ちゃん訪問(新生児) (件)	695	645	680	745	786
未熟児訪問 (件)	22	42	30	27	27
乳幼児訪問 (件)	33	70	106	87	60

※1) 対象：母子健康手帳交付時に配布している「新生児出生通知書」の提出及び未熟児等で病院等から訪問依頼のあった者、その他必要に応じて訪問指導を要する者。

※2) 時期：随時

資料：主要施策報告書 各年度3月31日現在

(7) その他の状況

家庭児童相談の合計件数は、平成22年度より急激に増加し、以降高止まりとなっています。件数が急増した要因としては、要保護児童対策地域協議会が設置されたことにより、保育所、幼稚園、学校等の関係機関との連携が強化され、要保護児童に関する情報の共有が進んだことが考えられます。相談種別でみると、虐待に関する相談が大きな伸びをみせているとともに、全体での割合の多くを占めています。また、児童の養育についての経済的問題、養育に欠ける問題等児童をめぐる環境条件に関する相談である環境福祉の件数も多くなっています。

【家庭児童相談 相談件数の推移】

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
性格・生活習慣等 (件)	112	14	9	29	13
知能・言語 (件)	96	107	60	10	4
学校生活 (件)	208	532	305	129	220
非行 (件)	33	129	90	107	143
虐待 (件)	331	497	839	1,301	989
家族関係 (件)	117	170	146	44	72
環境福祉 (件)	470	352	247	211	341
心身障害 (件)	53	270	183	52	47
その他 (件)	71	51	58	34	20
合計	1,491	2,122	1,937	1,917	1,849

資料：主要施策報告書 各年度3月31日現在

虐待の通告件数は、平成22年度以降、10件以上で推移しており、平成25年度には13件となっています。

【虐待通告件数の推移】

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
通告件数 (件)	8	17	10	10	13
延べ対応件数 (件)	50	91	78	112	159

資料：子育て支援課 3月31日現在

民生委員児童委員の状況は以下のとおりとなっています。

【民生委員児童委員の状況】

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
民生委員児童委員による相談件数 (件)	529	656	412	465	445
民生委員児童委員数(主任児童委員を含む)(人)	149	149	149	149	152
男性委員数 (人)	63	65	65	65	65
女性委員数 (人)	86	84	84	84	87
1人あたり担当世帯数 (世帯)	240	242	246	251	249

資料：社会福祉課 各年度3月31日現在

地域活動については以下のとおりとなっています。

【地域活動の実施状況】

名称		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
子ども会	子ども会数(会)	66	66	66	66	66	66
	人数(人)	5,483	5,537	5,529	5,490	5,458	5,376
ボーイスカウト	団体数(団体)	6	6	6	6	6	6
	人数(人)	272	240	238	236	228	193
ガールスカウト	団体数(団体)	2	2	2	2	2	2
	人数(人)	130	119	108	101	103	98
スポーツ少年団	団体数(団体)	24	24	24	24	24	23
	人数(人)	664	711	705	688	726	665
母親クラブ	団体数(団体)	1	1	1	1	1	1
	親子数(組)	42	7	13	21	31	25

資料：子ども育成課(子ども家庭センター)、文化スポーツ課
各年度4月1日現在(スポーツ少年団のみ各年度6月30日現在)

4 御殿場市子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果からみる 教育・保育事業等に対するニーズ

■ 調査の概要

① 調査目的

本計画で確保を図るべき教育・保育その他の子育て支援の「量の見込み」を算出するため、小学生までの児童を持つ保護者を対象に、教育・保育その他の子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的として「御殿場市子ども・子育て支援事業ニーズ調査（以下「ニーズ調査」といいます。）」を実施しました。

② 調査設計

	未就学児童	就学児童
調査対象	市内に在住（平成25年9月30日現在）の就学前の子どもの保護者	市内に在住（平成25年9月30日現在）の就学している子どもの保護者
標本数	1,300人	1,000人
有効回収数※	882人	585人
有効回収率	67.8%	58.5%
調査期間	平成25年10月22日～11月11日	

※ 有効回収数とは、回収数のうち無記入や拒否等の無効票数を除いた数

③ 調査回答者の子どもの年齢・学年

		項目	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
未就学児童	対象者数	(人)	1,300	286	189	200	204	210	211	-
	回答者数	(人)	882	176	122	128	147	152	139	18
	構成比	(%)	100.0	20.0	13.8	14.5	16.7	17.2	15.8	2.0
	回収率	(%)	67.8	61.5	64.6	64.0	72.1	72.4	65.9	-
		項目	合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	無回答
就学児童	対象者数	(人)	1,000	164	166	162	167	170	171	-
	回答者数	(人)	585	90	95	99	96	104	97	4
	構成比	(%)	100.0	15.4	16.2	16.9	16.4	17.8	16.6	0.7
	回収率	(%)	58.5	54.9	57.2	61.1	57.5	61.2	56.7	-

④ 調査結果の見方

○回答率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%ちょうどにならない場合があります。

○回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超えることがあります。

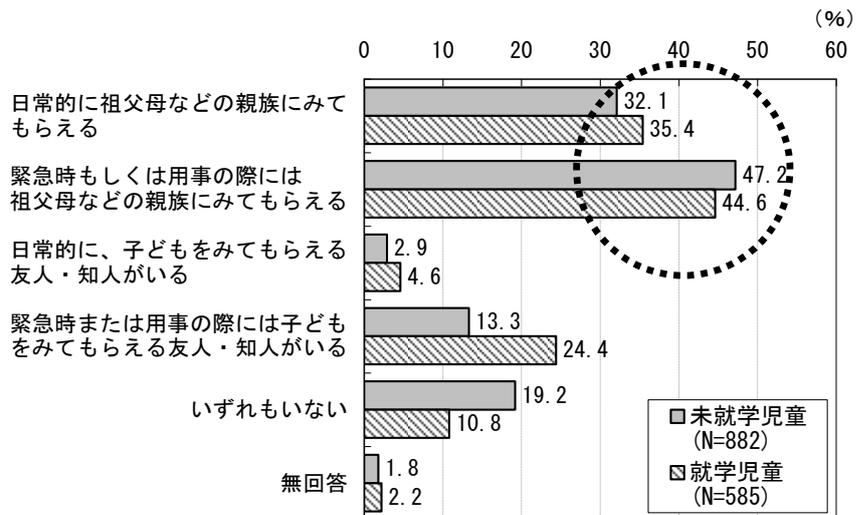
○グラフ中の「N (Number of caseの略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。

○選択肢の文章が長い場合、グラフ上では省略して表記していることがあります。

■ 調査結果の概要

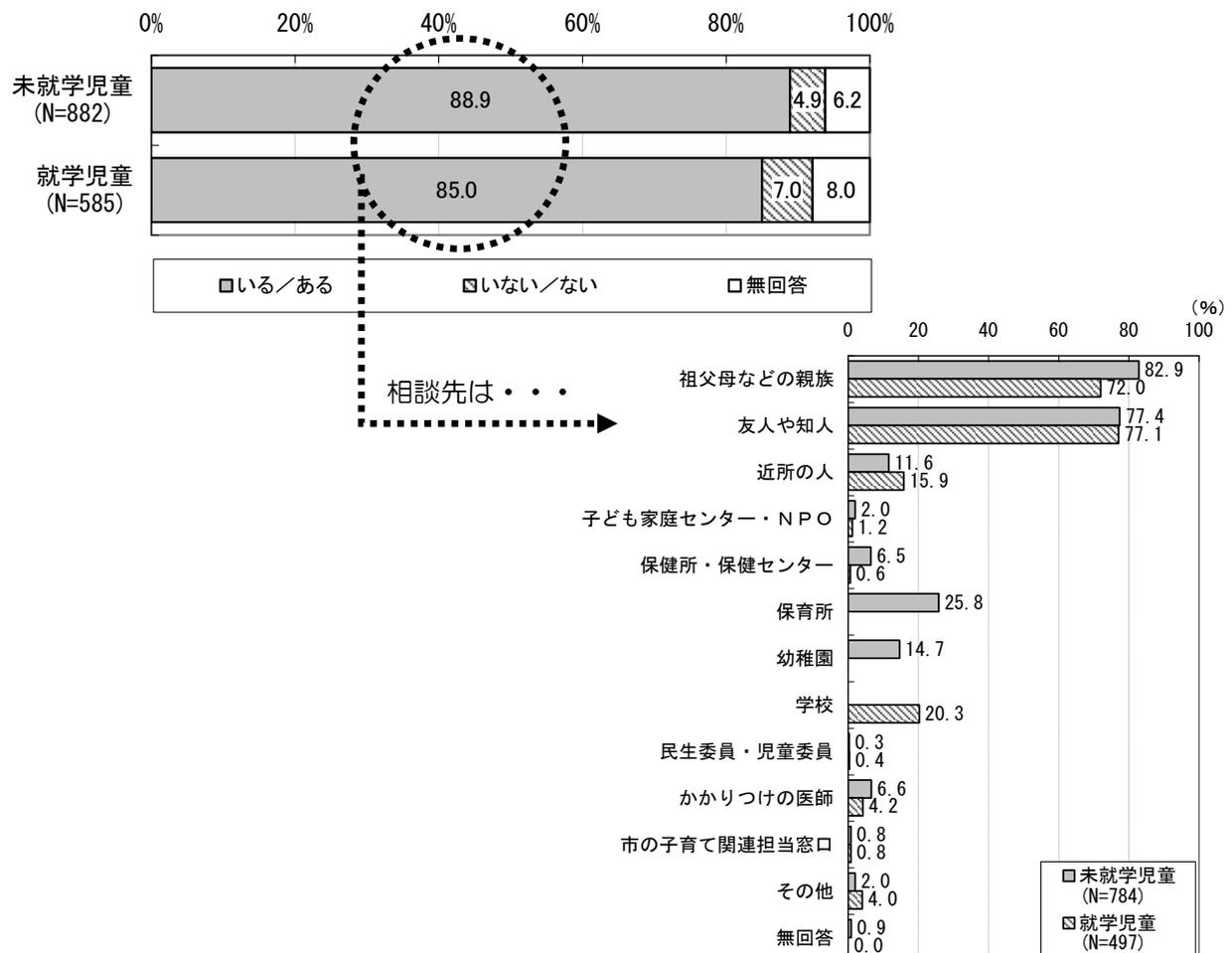
(1) 日ごろ、子どもを預かってもらえる人

日ごろ、子どもを預かってもらえる人については、未就学児童、就学児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が多く、祖父母などの親族にみてもらえる人が多くなっています。



(2) 子育てについての相談場所

子育てについての相談場所については、未就学児童、就学児童ともに「いる／ある」が8割以上を占め、その相談先では、「祖父母などの親族」、「友人や知人」が多く、次いで「保育所」や「幼稚園」、「学校」等の保育・教育施設が2割程度となっており、公的機関への相談は低い結果となっています。

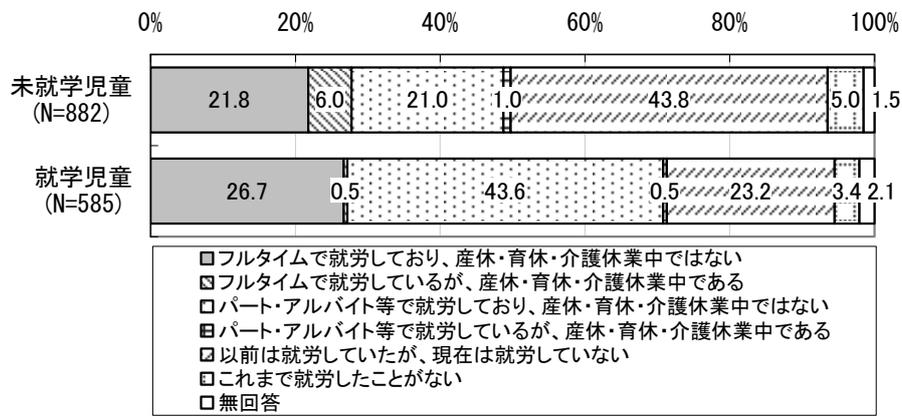


(3) 母親の就労状況

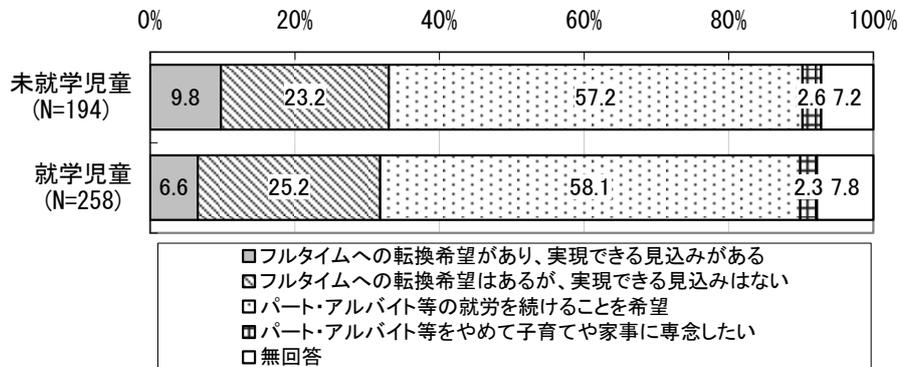
未就学児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が4割以上で最も多く、就学児童では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が4割以上で最も多くなっています。

パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換要望をみると、未就学児童、就学児童ともに『フルタイムへの転換希望がある』人は3割以上となっており、その割合は、未就学児童が就学児童をやや上回っています。

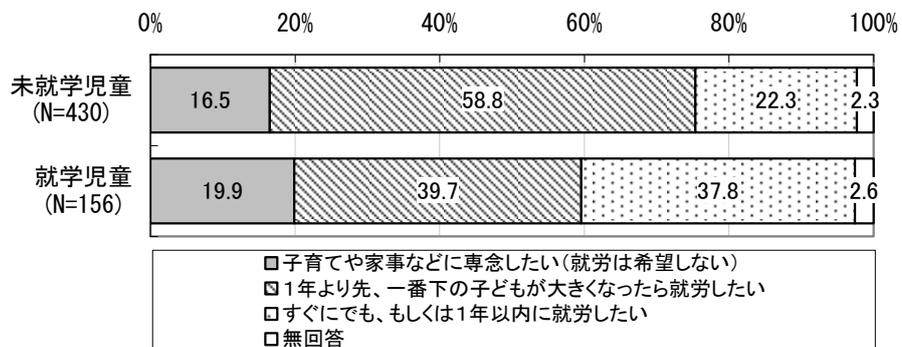
また、就労していない母親の今後の就労希望では、就学児童で「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が4割近くを占め、未就学児童を15.5ポイント上回る結果となっており、未就労者の中でもすぐに就労を希望する人が多いことが分かります。



<フルタイムへの転換希望（パート・アルバイト就労者）>



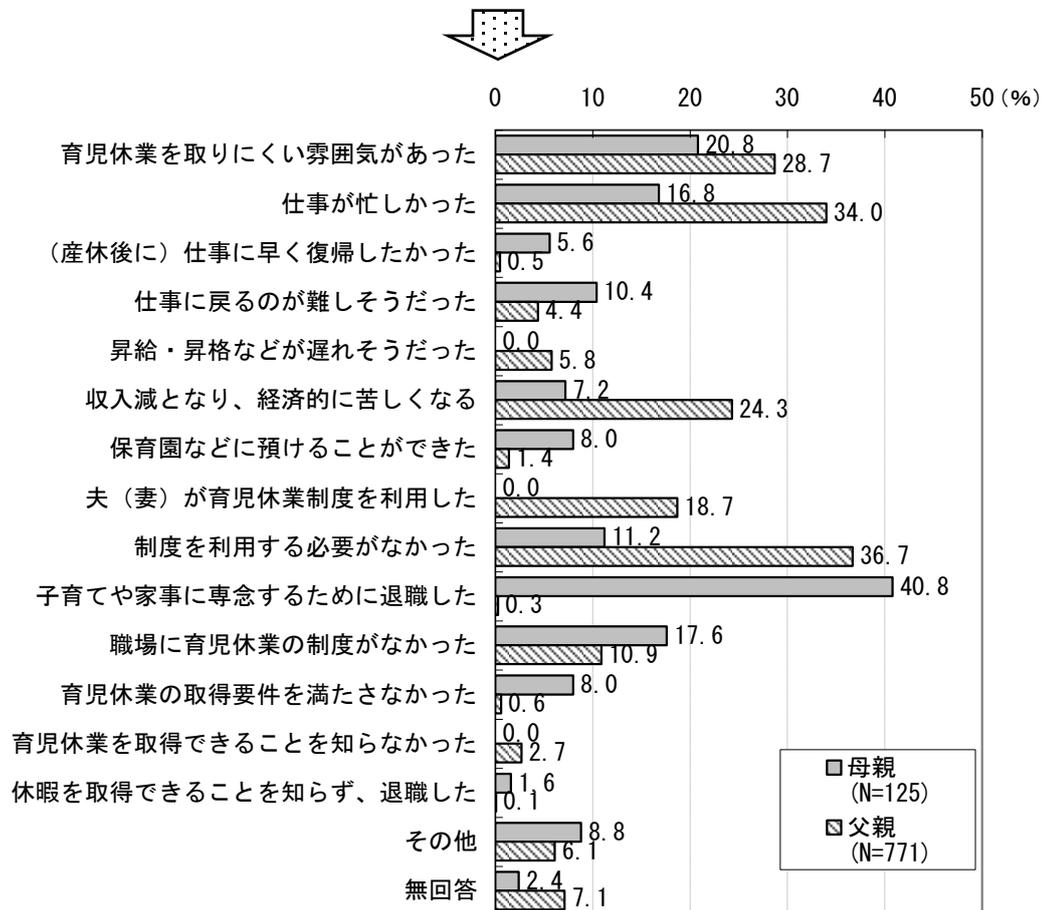
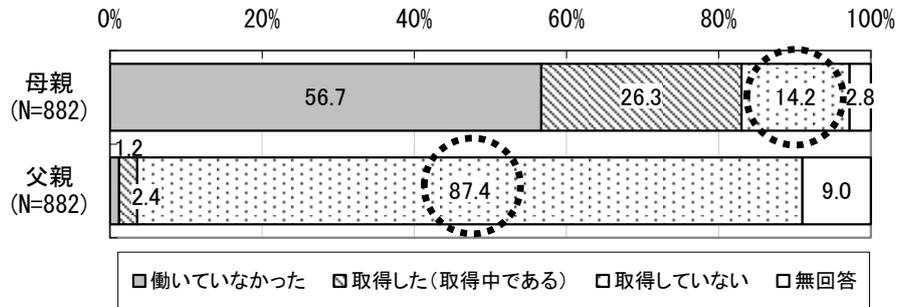
<今後の就労希望（未就労者）>



※フルタイム＝1週5日程度・1日8時間程度の就労
 ※パート・アルバイト等＝「フルタイム」以外の就労

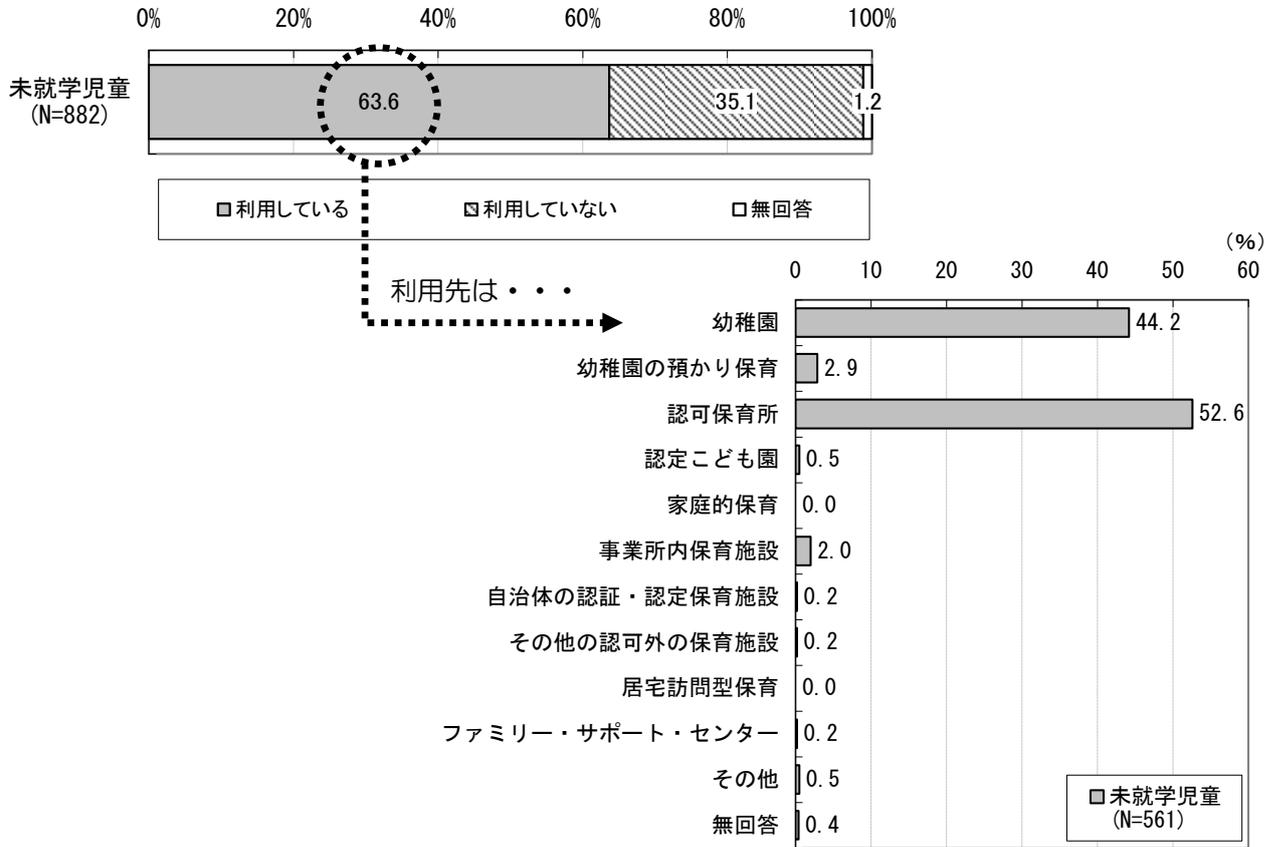
(4) 育児休業の取得状況

育児休業を取得した人は、母親では2割以上であるのに対し、父親では1割未満となっています。育児休業を取得していない人の理由をみると、父親では「制度を利用する必要がなかった」や「仕事が忙しかった」が多く、子どもが生まれたときに、母親が育児休業を取得もしくは退職して子育てを行い、父親は生まれる前の就労形態を継続している人が多い結果となっています。

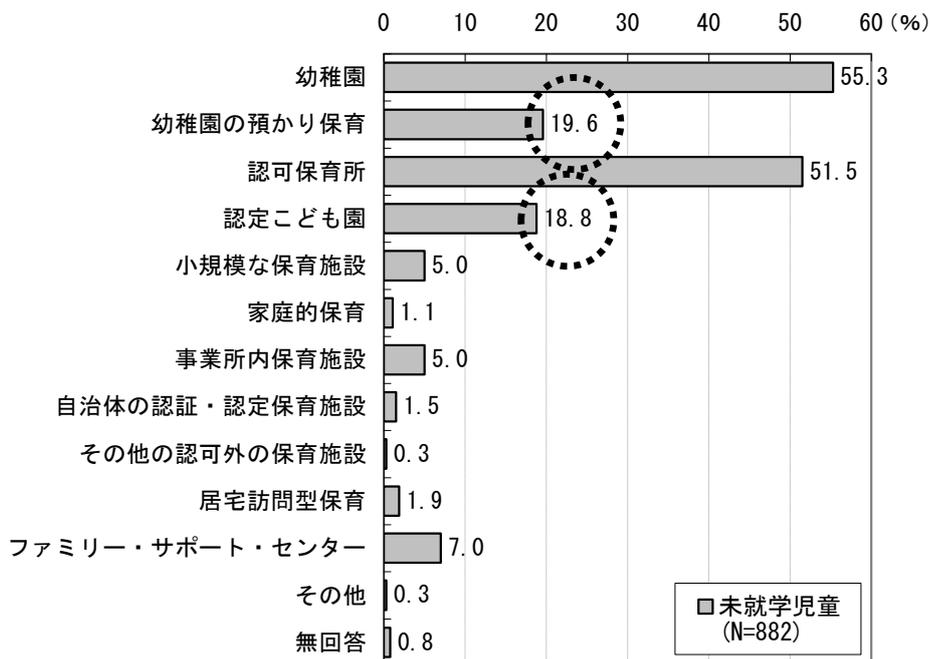


(5) 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況

子どもの現在の定期的な教育・保育の事業については、「利用している」が6割以上を占め、その利用事業をみると、「認可保育所」が半数以上、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が4割以上となっています。



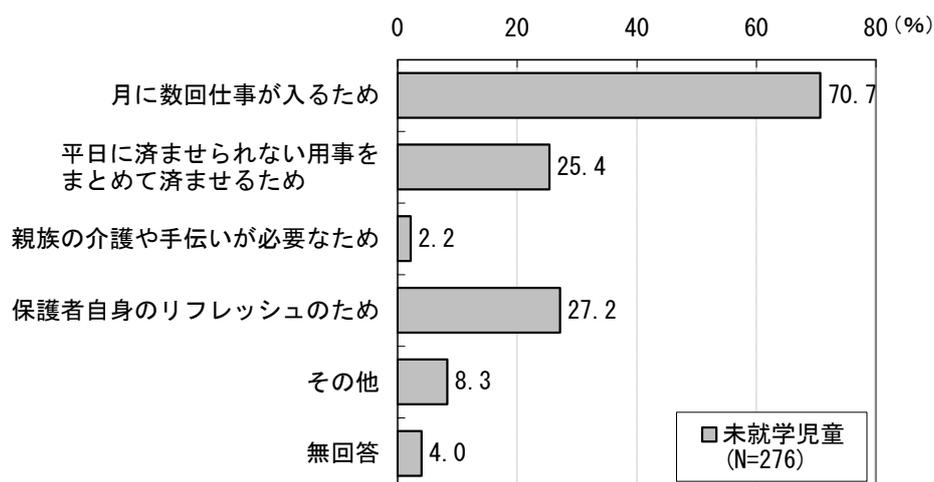
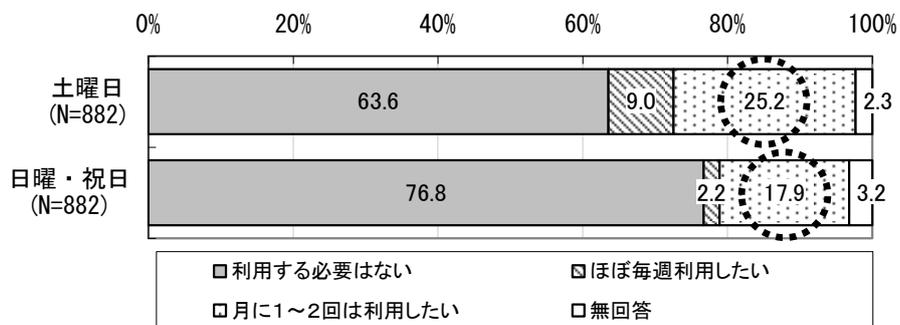
今後の利用意向をみると、現在の利用事業と同様に「幼稚園（通常の就園時間の利用）」及び「認可保育所」が多くなっている一方で、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」への意向も高くなっていることが分かります。



(6) 土曜日や日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業について

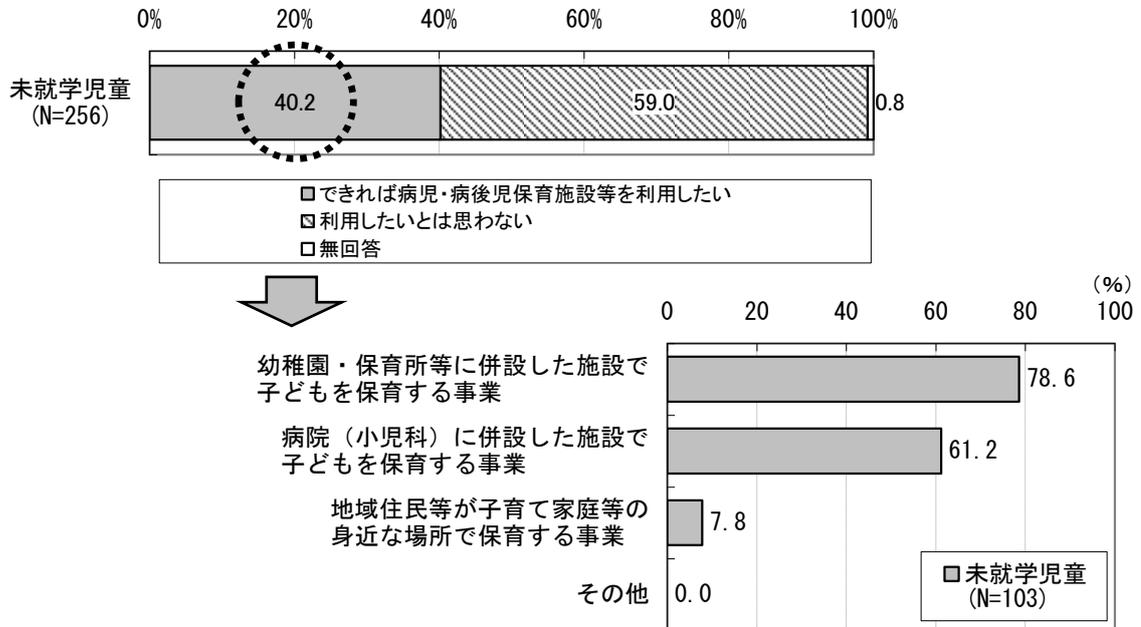
土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用については、利用意向のある人は土曜日で3割以上、日曜日・祝日で約2割を占めています。

毎週ではなく、月に1～2回程度利用したい理由については「月に数回仕事が入るため」が約7割を占め、就労形態に応じて教育・保育の事業への利用ニーズが変わることが分かります。



(7) 病児・病後児保育について

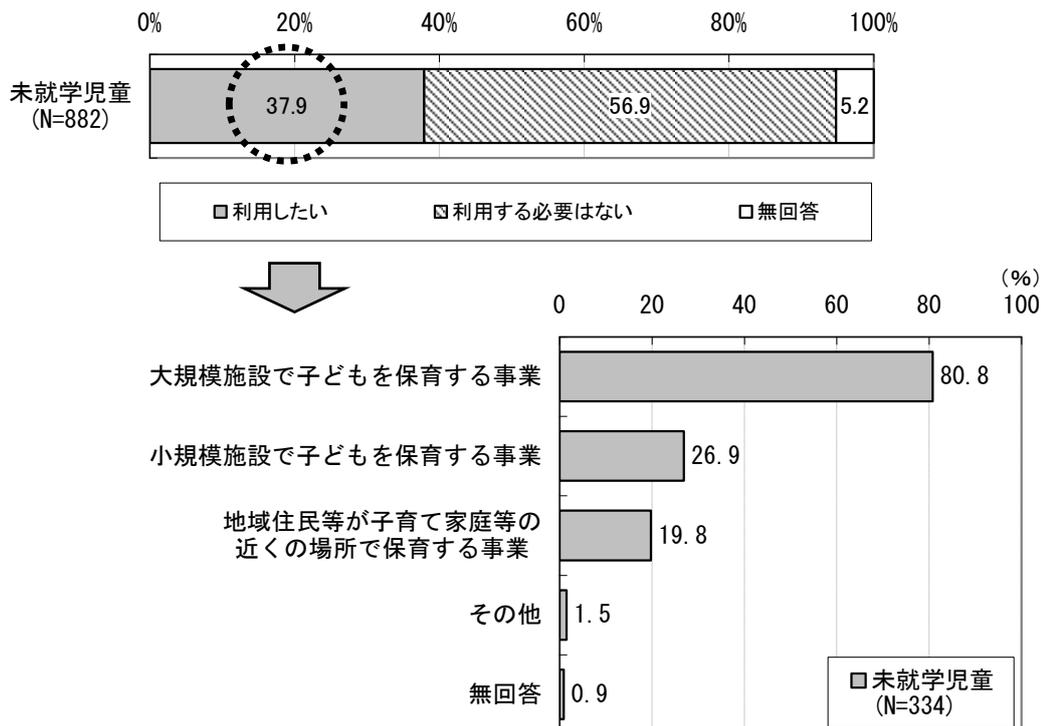
病児・病後児のための保育施設等については、「利用したいとは思わない」が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」を上回る結果となっています。利用意向のある人の利用したい事業形態については、「幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」が8割近くを占めています。



(8) 不定期での教育・保育事業について

不定期での教育・保育事業の今後の利用意向については、「利用する必要はない」が「利用したい」を上回っているものの、利用意向のある人が4割近くを占めています。

利用意向のある人の希望する事業形態については、「大規模施設で子どもを保育する事業」が約8割を占める結果となっています。



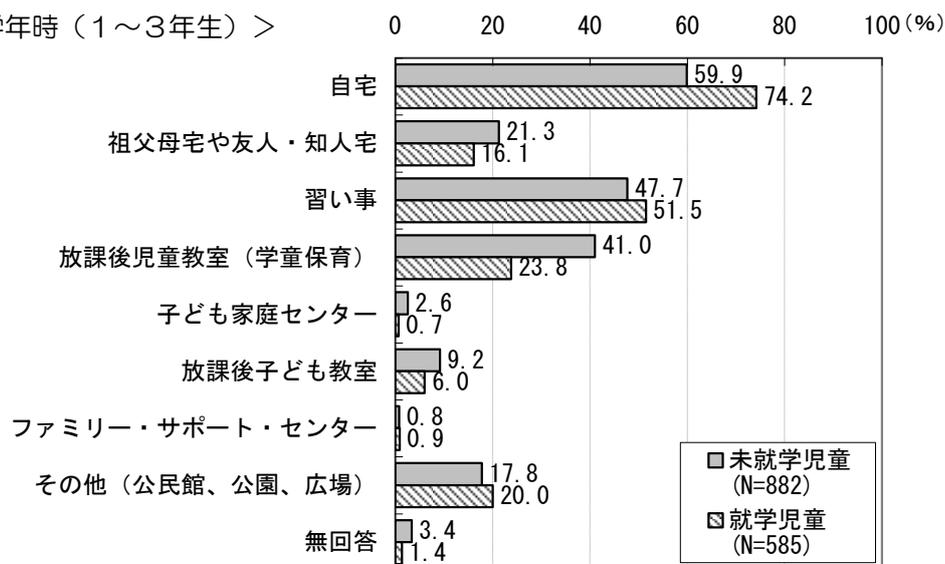
(9) 放課後児童教室（学童保育）について

低学年時での放課後児童教室（学童保育）の利用意向は、未就学児童では4割以上であるのに対し、就学児童では2割程度となっています。

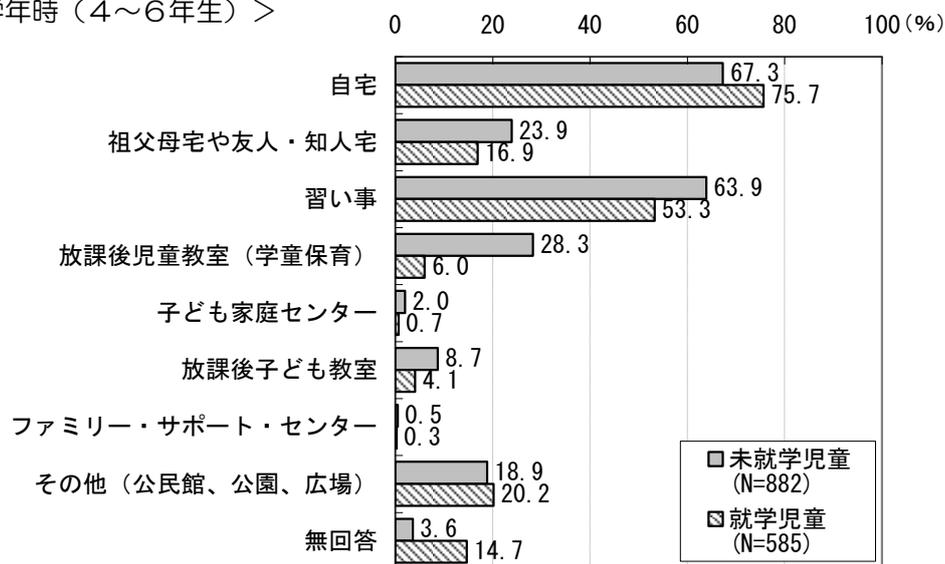
高学年時になると、未就学児童では3割近くであるのに対し、就学児童では1割未満と、未就学児童の利用意向が高いことが分かります。

また、低学年時と高学年時の利用意向を比較すると、高学年時の利用意向が低い結果となっています。

<低学年時（1～3年生）>

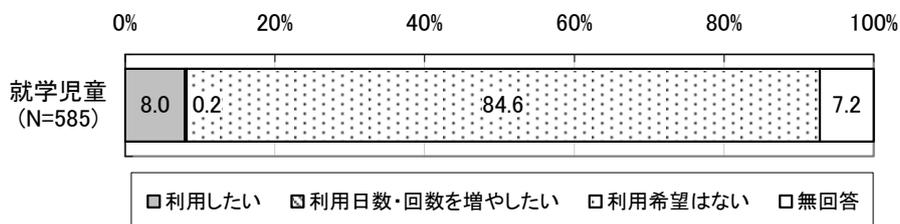


<高学年時（4～6年生）>



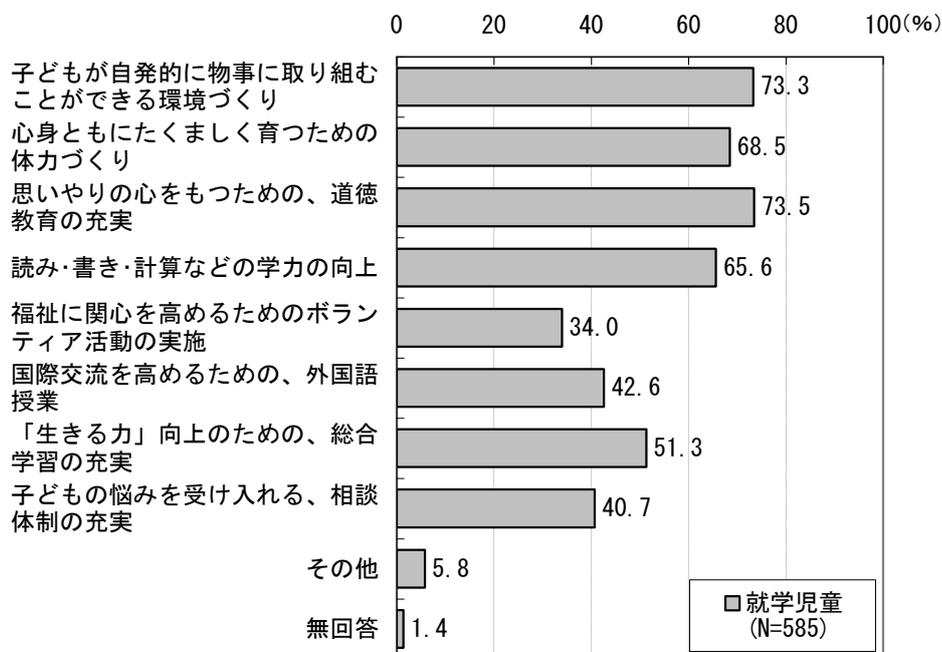
(10) ファミリー・サポート・センターについて

ファミリー・サポート・センターの今後の利用については、「利用したい」と「利用日数・回数を増やしたい」を合わせた『利用したい』は1割程度となっています。



(11) 学校教育について

学校教育において今後取り組むべきだと思うことについては、「思いやりの心をもつための、道徳教育の充実」、「子どもが自発的に物事に取り組むことができる環境づくり」がともに7割以上を占めて高くなっています。

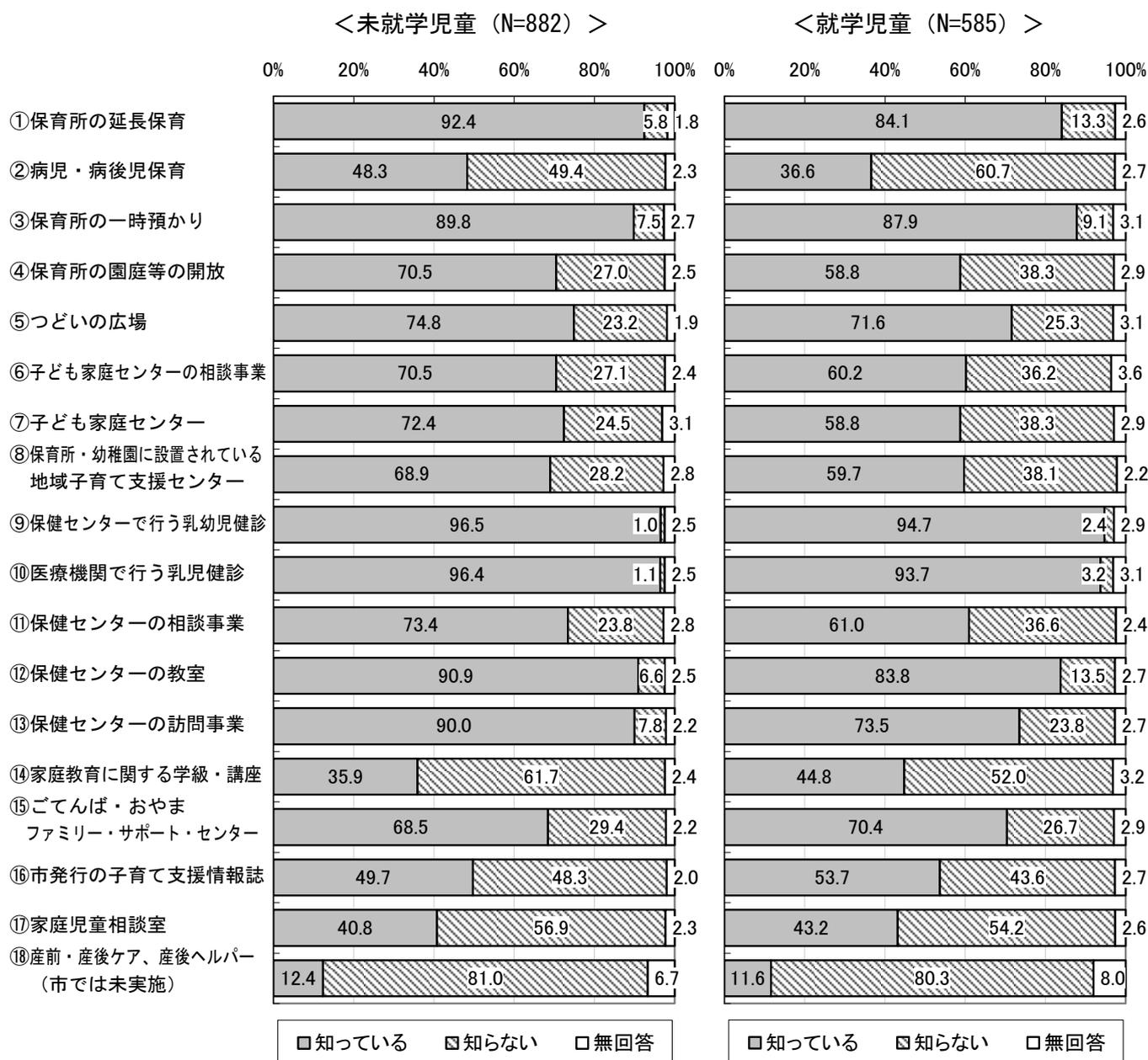


(12) 子育て支援事業の認知度・利用意向について

① 認知度

“保健センターで行う乳幼児健診”や“医療機関で行う乳幼児健診”等の健康診査に関しては、未就学児童、就学児童ともに高い認知度となっています。

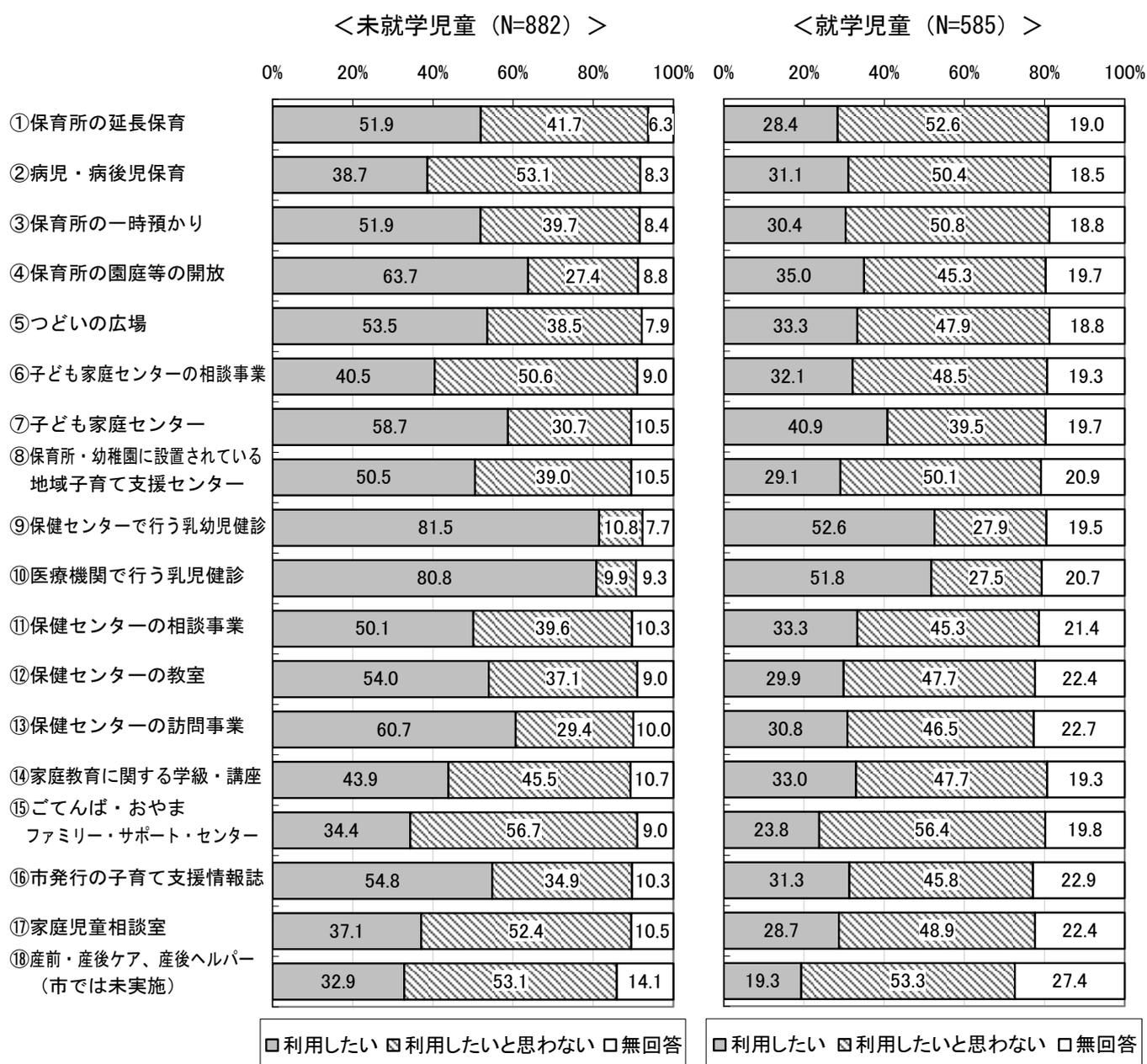
保育所や保健センターの事業に関しては、未就学児童を持つ保護者の方が就学児童を上回り、また、“家庭教育に関する学級・講座”や“家庭児童相談室”等の相談事業に関しては、就学児童を持つ保護者の方が未就学児童を上回っており、子どもの成長に応じたサービスの認知度がより高くなっていることが分かります。



②今後の利用意向

すべての項目において、未就学児童を持つ保護者の方が各種サービスに対する利用意向が高くなっています。

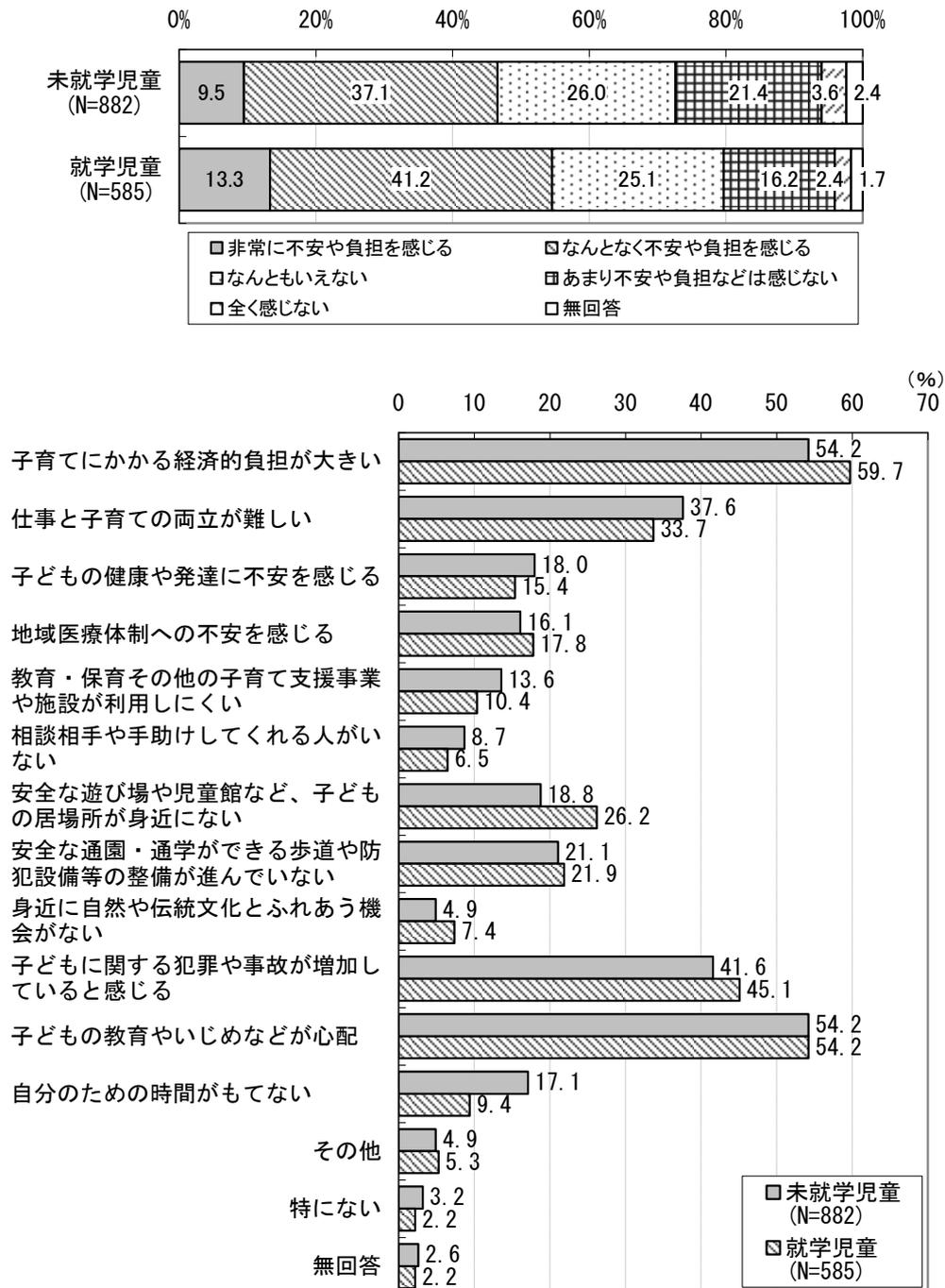
認知度の高い保育所や保健センターの事業に加え、“市発行の子育て支援情報誌”の利用意向に関しても、未就学児童を持つ保護者の方が就学児童を大幅に上回っており、子育てに関する情報提供サービスの利用意向が高いことが分かります。



(13) 子育てに関する不安や負担について

未就学児童、就学児童ともに「なんとなく不安や負担を感じる」が4割程度を占めて最も多く、「非常に不安や負担を感じる」と合わせると、不安や負担を感じている人が、未就学児童で46.6%、就学児童では54.5%を占めています。

また、不安に思っていることや悩んでいることでは、未就学児童、就学児童ともに「子育てにかかる経済的負担が大きい」と「子どもの教育やいじめなどが心配」が多くなっています。

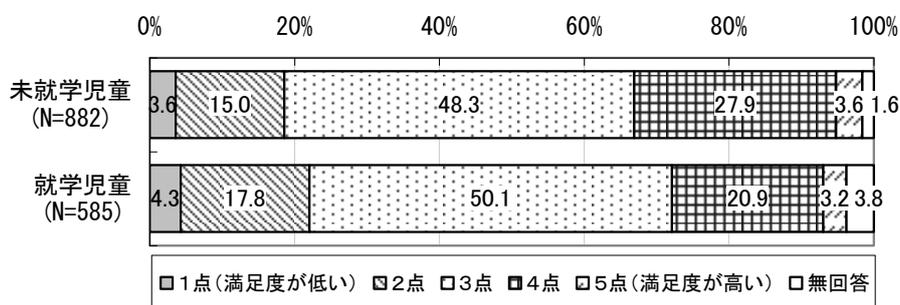
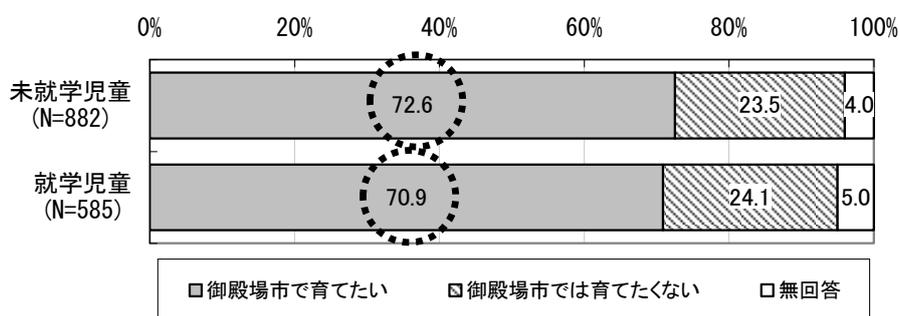


(14) 子育て環境に対する評価について

未就学児童、就学児童ともに「(今後も) 御殿場市で育てたい」が7割以上と大半を占めています。

また、御殿場市の子育て環境や支援に対する満足度については、満足度の低い「1～2点」と、満足度の高い「4～5点」を比較すると、未就学児童では大幅に「4～5点」が上回っているのに対し、就学児童では「4～5点」が「1～2点」をやや上回る程度となっています。

平均評価点は、未就学児童では3.13点、就学児童では3.01点と、未就学児童を持つ保護者の方が就学児童に比べて、やや満足度が高い結果となっています。



5 次世代育成支援対策行動計画の評価

次世代育成支援対策行動計画では、平成17年度から平成26年度までの10年間の計画として、子どもと家庭、地域、学校、企業、行政等すべての個人や団体を対象として、次世代育成支援施策の方向性や目標事業量等を総合的に定め、取組を進めてきました。

本計画を策定するにあたり、次世代育成支援対策行動計画で定めた各取組の目標値に対する進捗状況の確認を行いました。

基本方針1 地域における子育て支援

目標値設定のある18事業中、達成率100%以上が見込まれる事業は13事業となっており、多様な子育て支援サービスの充実や保育サービスの充実では、おおむね目標値を上回る実施状況となっています。

施策の名称	後期目標値 (平成26年度)	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
1 多様な子育て支援サービスの充実			
放課後児童健全育成事業の充実 ＜設置数／定員（日）＞	13か所 660人	15か所 720人	16か所 775人
病児保育・病後児保育の充実 ＜設置数／利用人数（年）＞	3か所 360人	3か所 518人	4か所 600人
一時預かり事業の充実 ＜設置数／利用人数（年）＞	17か所 8,500人	17か所 (公立9、私立8) 9,109人	18か所 (公立9、私立9) 9,500人
幼稚園における預かり保育の充実 ＜実施園＞	10園	10園	10園
ファミリー・サポート・センター事業の 充実 ＜受託会員数／利用件数＞	100人 1,500件	133人 3,158件	140人 3,000件
地域子育て支援事業の充実 ＜設置数／子ども家庭センター利用者数＞	(保育所) 8か所 (幼稚園) 8園	(保育所) 8か所 (幼稚園) 8園 61,201人	(保育所) 9か所 (幼稚園) 8園 67,000人
2 保育サービスの充実			
保育事業の充実 ＜保育所数／定員（日）＞	17か所 2,040人	17か所 (公立9、私立8) 1,935人	18か所 (公立9、私立9) 2,005人
認可外保育施設への支援 ＜対象施設＞	—	4園	4園
延長保育事業の充実 ＜保育所数／定員（日）＞	17か所 90人	17か所 (公立9、私立8) 25,830人	18か所 (公立9、私立9) 26,000人
休日保育事業の充実 ＜設置数／利用人数（年）＞	1か所 300人	2か所 135人	3か所 300人
障害児保育事業の充実 ＜実施箇所数／対象児童数＞	—	13園 62人	15園 60人
保育料の軽減措置 ＜2人目延利用者数／3人目以降延利用者数＞	—	5,122人 517人	5,000人 450人
保育所給食の充実 ＜離乳食延提供数／アレルギー除去食延提供数＞	—	1,282人 570人	1,382人 694人

施策の名称		後期目標値 (平成26年度)	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
3 子育て支援のネットワークづくり				
子育て情報誌の充実 ＜広報紙への掲載回数＞		—	年4回	年4回
母親クラブ等の充実 ＜就学前の参加親子組数＞		—	25組	24組
保育ボランティアの活用促進 ＜登録者数＞		60人	59人	60人
ブックスタート事業の充実 ＜提供者数/提供率＞		97.0%	821人 94.0%	870人 96.8%
4 児童の健全育成				
民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化 ＜相談・支援件数＞	民生委員児童委員	—	445件	330件
	主任児童委員	—	162件	180件
家庭児童相談の充実	＜相談件数＞	—	1,849件	1,800件
児童健全育成活動の充実 ＜児童館延べ利用者数＞		—	61,201人	67,000人
高齢者との交流事業の充実 ＜ファーム菜園隊延べ人数＞		—	149人	192人
総合型 地域スポーツ クラブの設置	少年団	24団体 団員数700人 指導者130人	24団体 団員数726人 指導者138人	24団体 団員数700人 指導者130人
	総合地域 スポーツクラブ	28事業 22,000人	30事業 22,407人	30事業 22,000人
児童を対象とした各種団体の行事などの情報誌の発行＜「広報ごてんば」への掲載＞		各戸配布	各戸配布	各戸配布
青少年チャレンジ体験事業の実施 ＜参加者数＞		32人以上	東京 39人	千葉 30人
親子映画のつどいの実施 ＜来場者数＞		来場者700人	—	来場者700人
地区健全育成事業の推進		各地区で実施	各地区で実施	各地区で実施
補導事業の実施		街頭70回 校区50回 県下一斉2回	街頭62回 校区44回 県下一斉2回	街頭62回 校区44回 県下一斉2回
家庭教育はればれ相談の実施 ＜相談件数＞		150件	125件	120件

基本方針2 親と子の健康の確保及び増進

目標値設定のある21事業中、達成率100%以上が見込まれる事業は14事業となっております。

施策の名称		後期目標値 (平成26年度)	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
1 子どもや母親の健康の確保				
母子健康手帳の交付 <交付件数>		900件	861件	860件
妊婦教室の充実 <参加者数/延参加者数>		90人 150人	85人 129人	90人 150人
両親学級の充実 <参加親子組数>		130組	94組	100組
乳児健康診査の 充実 <受診率>	4か月児健診	85.0%	87.4%	87%
	10か月児健診	80.0%	73.7%	74%
	6か月児健診	96.0%	95.4%	96%
	1歳6か月児健診	96.0%	97.7%	98%
	3歳児健診	95.0%	95.1%	96%
相談事業(集団) の充実	2歳児健康相談 <受診者数>	600人	519人	524人
	乳幼児健康相談 <延べ参加者数>	1,400人	1,362人	1,300人
育児教室の充実	赤ちゃんセミナー	24回:500人	24回:542人	24回:550人
	のびのび教室	—	12回:142組	事業終了
幼児事後指導教室の充実 <開催回数/参加者人数(延人数)>		12回 30人(180人)	12回 37人(209人)	12回 35人(188人)
個別相談の充実 <相談回数>		90回	80回	43回
新生児訪問(こんにちは赤ちゃん事業)の 充実 <訪問数/訪問率>		800人	814人 91.9%	800人 92.0%
子ども医療費助成事業の実施 <助成件数>		—	231,537件	230,000件
予防接種の充実 <集団実施人数/個別実施人数>		1,800人 19,200人	1,656人 19,146人	1,800人 19,200人
母子歯科保健事業の充実 <歯科検診・歯科指導実施人数>		3,200人	3,115人	3,100人
24時間電話健康相談の実施 <電話件数>		1,000件	550件	1,000件
2 「食育」の推進				
食育事業の充実		1回 30人	1回 29人	1回 30人
離乳食講習会の 充実	赤ちゃんセミナー	24回 500人	12回 515人	12回 500人
	6か月児健診	—	12回 785人	12回 700人
	パクパク教室	12回 90人	12回 56人	12回 60人
妊婦料理教室の充実 <実施回数>		4回 50人	4回 34人	4回 50人
望ましい日常の食生活習慣の育成		継続実施	実施	実施
3 思春期保健対策の充実				
性に対する正しい知識の指導の推進 (県御殿場健康福祉センター主催性教育講演会/エイズピアカウンセラー養成講座)		実施	実施	実施
心の教室の充実		小学校相談員2人 中学校相談員3人 保健室補助者3人	小学校相談員2人 中学校相談員3人 市教育相談員2人 保健室補助者3人	学校教育相談員6人 市教育相談員2人 保健室補助者3人

施策の名称		後期目標値 (平成26年度)	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
3 思春期保健対策の充実				
喫煙や薬物等に関する教育の充実	県御殿場健康福祉センター主催「こどもから大人へのメッセージ事業」を実施	—	御殿場小学校 原里小学校	実施 (小学校は未定)
	薬学講座の実施 禁煙教育の実施	実施	実施	実施
4 小児医療等の充実				
小児医療対策事業の充実 ＜小児科患者数／相談件数＞		外来 9,100 人 入院 650 人 150 件	外来 9,151 人 入院 548 人 122 件	外来 9,200 人 入院 600 人 150 件
不妊治療に対する支援 ＜支援件数（組数）／助成額＞		100 件（90 組） 12,000,000 円	110 件（89 組） 12,910,205 円	110 件（90 組） 12,000,000 円

基本方針3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

目標値設定のある24事業中、達成率100%以上が見込まれる事業は17事業となっており、次代の親の育成や子どもの生きる力を育てる学校等の教育環境の整備では、おおむね目標値を上回る実施状況となっています。

施策の名称		後期目標値 (平成26年度)	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
1 次代の親の育成				
乳幼児とふれあう事業の推進		全中学校で実施	全中学校で実施	全中学校で実施
男女共同参画への意識啓発	講演会・川柳コンクールの実施	実施	実施	実施
	男女共同参画推進事業補助金交付	実施	実施	実施
2 子どもの生きる力を育てる学校等の教育環境の整備				
学校教育指導支援事業の充実 ＜多人数学級補助者数＞		3 人	2 人	2 人
ALT派遣事業の実施（英語指導補助）		9 人	9 人	9 人
教育用コンピュータの整備促進	小学校	児童用 326 台 教師事務用 234 台	〔印野小〕 児童用 35 台 教師事務用 18 台	〔市内小学校（8校）〕 児童用 318 台 教師事務用 256 台
	中学校	—	生徒用 264 台 教師事務用 212 台	平成25年度で 事業完了
夢創造事業の実施		全学校で実施	全学校で実施	全学校で実施
夢とゆとりの教育事業の実施 ＜中学生ボランティア実施校数＞		6 校	6 校	6 校
図書館活動の充実	登録者数 (18歳未満)	9,000 人	8,968 人	9,000 人
	親子おはなしの会 参加者数	500 人	517 人	550 人
スポーツ教室の実施 ＜実施教室数／延べ参加者数＞		13 教室 5,000 人	12 教室 3,880 人	13 教室 3,900 人

基本方針4 子育てを支援する生活環境の整備

目標値設定のある2事業ともに、達成率100%以上となっています。

施策の名称		後期目標値 (平成26年度)	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
1 良質で良好な居住環境の普及促進				
市営住宅の整備	<管理戸数>	897戸	897戸	897戸
2 安心して外出できる環境の整備				
歩道の整備	<歩道設置路線数>	—	6路線	6路線
通学路の安全確保(側溝等整備) <側溝改修路線数/側溝修繕箇所数>		—	4路線 86箇所	5路線 100箇所
交通安全施設の整備 <カーブミラー設置 基数/ガードレール等設置箇所数>		—	39基 5箇所	40基 5箇所
3 安全・安心まちづくりの推進				
防犯灯の設置補助	<設置数>	100灯	95灯	133灯
都市公園等の整備・ 管理	都市公園箇所数	—	77箇所	80箇所
	公園整備内容	—	グミの実公園整備 (公園整備1式)	富士岡公園遊具整備 (複合遊具1基)

基本方針5 職業生活と家庭生活との両立の推進

目標設定のある事業は継続して実施しています。

施策の名称		後期目標値 (平成26年度)	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための働き方の見直し				
ハローワーク、商工会等関係機関との連携		実施	実施	実施
ワーク・ライフ・バランスに関する 広報・啓発・情報提供		—	実施	実施
育児休業制度の普及促進 (「工場立地概要調査」で調査。報告書に 掲載公開)		(隔年調査)	工場立地概要調査 によって実施	隔年実施のため 実施無し
次世代育成支援対策に取り組む企業等の 好事例の情報収集・提供		—	実施無し	担当課より依頼が あれば実施

基本方針6 子どもの安全の確保

目標値設定のある6事業ともに、達成率100%以上となっています。

施策の名称		後期目標値 (平成26年度)	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進				
交通安全教室・運動の 推進	交通安全教室	全小学校2回 幼稚園・保育園2回	全小学校2回 幼稚園・保育園2回	全小学校2回 幼稚園・保育園2回
	各期の 交通安全運動	全4回	全4回	全4回
	交通安全リーダー 研修会	全小学校実施	全小学校実施	全小学校実施
地域・PTA連携事業 の実施	交通安全リーダー 研修会	全小学校実施	全小学校実施	全小学校実施
	通学路点検	交通事故現場診断	交通事故現場診断	交通事故現場診断
	区交通安全教室	20区実施	20区実施	20区実施
チャイルドシートの普及推進と支援 (街頭指導、啓発リーフレット作成、 園児保護者を対象にした講習会)		実施	実施	実施
2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進				
警察等関係機関、団体との情報交換		実施	実施	実施
防犯のまちづくり活動の実施 (市内10地区(各小学校区)の自主防犯 組織に活動経費を助成)		—	実施	実施
子どもを守る安全対策事業の実施		継続実施	900人	900人
青少年健全育成活動の推進 (地域の青少年声かけ運動の推進、 かけこみ110番の家推進)		—	実施	実施
相談体制の整備		実施	実施	実施

基本方針7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

目標値設定のある2事業ともに達成率100%以上となっています。要保護児童対策地域協議会の充実に関する事業は、平成25年度に実務者会議の中に乳幼児部会を立ち上げ内容の充実を図っています。

施策の名称		後期目標値 (平成26年度)	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
1 児童虐待防止対策の充実				
要保護児童対策地域 協議会の充実	代表者会議	委員数 19人 開催数 1回	委員数 19人 開催数 1回	委員数 19人 開催数 1回
	実務者会議	委員数 12人 開催数 4回	委員数 12人 開催数 3回	委員数 10人 開催数 3回
	乳幼児部会 (H25は準備会)	—	委員数 8人 開催数 3回	委員数 7人 開催数 4回
虐待の早期発見と予防		—	実施	実施

施策の名称		後期目標値 (平成26年度)	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進				
交通遺児等扶養手当の支給 ＜支給件数／支給児童数＞		—	3件 4人	4件 6人
母子家庭自立支援給付費の支給 ＜支給件数＞		—	7件	7件
母子家庭等児童入学卒業祝金の支給 ＜支給件数／支給児童数＞		—	170件 174人	215件 219人
ひとり親家庭への支援制度の構築		—	実績なし	検討中
3 障害児施策の充実				
障害児福祉手当の給付 ＜支給件数＞		—	60件	60件
障害児等補装具・日常生活用具の給付 ＜補装具支給件数／日常生活用具支給件数＞		—	40件 225件	40件 230件
重度心身障害者（児）医療費の助成 ＜助成件数（児・者の合計）＞		—	25,758件	26,000件
身体障害者住宅改造費の助成＜助成件数＞		—	0件	0件
特別児童扶養手当の支給　＜支給人数＞		—	167人	170人
障害児の居宅生活支援事業の充実	居宅介護 ＜利用者数／延べ利用時間＞	—	7人 延べ648時間	—
	短期入所 ＜利用者数／回数＞	—	12人 460回	—
特別支援教育の充実	巡回相談員	3人	3人	3人
	専門家チーム会議	年8回開催	年8回開催	年8回開催
	特別支援学級補助者	10人	10人	14人

本計画にあたっては、国の基本指針で示された項目について策定し、「次世代育成支援対策行動計画」における基本方針1、基本方針5及び基本方針7の事業のうち該当する事業について継続して実施していくこととなります。その他の事業については、御殿場市総合計画、地域福祉計画、健康増進計画、その他個別計画等で対応していきます。



第3章

計画の基本的考え方



第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

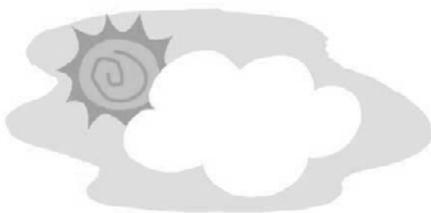
御殿場市次世代育成支援対策行動計画では、子どもと親、そして地域がそれぞれ成長する御殿場市になることを目指し、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

すべての子どもが豊かな人間性を形成し、健やかに育つためには、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、改めて家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者等、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望と捉えることが必要です。

今後も子育て家庭における、多様化する課題に対応すべく、「子どもの利益が最大限に尊重されること」の実現を第一に考え、「地域（みんな）でつなぐ子育ての輪 ～未来はぐくむ御殿場プラン～」を基本理念とします。

【計画の基本理念】

みんな
地域でつなぐ子育ての輪
～ 未来はぐくむ御殿場プラン ～



2 計画における基本的な視点

本計画の策定及び施策の推進にあたっては、以下の8項目を基本的な視点とし、基本理念の実現を目指して取り組んでいきます。

(1) 子どもの視点

子育て支援事業等は子ども自身の健やかな成長を手助けするものであることから、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、子育ての基本は男女が協力して行い、子どもの立場に立って施策を推進します。

(2) 利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に関わる利用者のニーズの多様化と就業形態による特性に配慮し、利用者本位の事業を柔軟かつ総合的に推進します。

(3) 社会全体による支援の視点

保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政機関だけでなく、企業や地域全体が協力して対応すべき課題として、協働で取り組むことを推進します。

(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

国・地方自治体・企業をはじめとする関係機関の連携の下、働き方の見直しを進め、地域の実情に応じたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を推進します。

(5) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、核家族化等により子育てに関する相談相手が見つからず、悩んでいる保護者の存在等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。

(6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域で子育てに関する活動を行っているサークル、子ども会、ボランティア団体、主任児童委員をはじめとする地域の力と、保育所や子ども家庭センター、学校施設等を地域の資源として十分かつ効果的に活用することを推進します。

(7) 事業の質の視点

利用者が安心して教育・保育、子育て支援事業を利用できるためには、量だけでなく、質を確保することが重要です。各事業の質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の確保・育成とともに、情報公開や事業評価等の取組を推進します。

(8) 地域特性の視点

御殿場市全体の状況と、市内の地域特性によるニーズの相違に配慮した主体的な取組を進めていきます。

3 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

(2) 御殿場市における教育・保育提供区域

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランス等を考慮し、本市では教育・保育における教育・保育提供区域（基本型）を、6区域（御殿場地区、富士岡地区、原里地区、玉穂地区、印野地区、高根地区）に設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質や現状の事業実態から、教育・保育提供区域を事業ごとに設定します。具体的には、教育・保育との密接な関連がある事業については基本型（6区域）に、放課後児童健全育成事業（放課後児童教室。平成27年度からは「放課後児童クラブ」に名称変更。）については小学校区に、その他の事業については市全域に設定します。

基本型（6区域）の教育・保育提供区域は以下のとおりです。

【教育・保育提供区域（基本型）】

区域名	地図	概要
御殿場地区		東西及び南北方向の幹線道路やJR御殿場線が交差する本市都市機能の中心的な市街地を形成 住所地：御殿場、深沢、小倉野、東山、東田中、新橋、萩原、二枚橋、西田中、北久原、仁杉、二の岡 ◆人口：35,347人（市全体の39.6%）※平成26年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：2,247人、6-11歳人口：2,129人
富士岡地区		JR御殿場線沿線の市街地と山麓の観光レクリエーション施設、南北方向に伸びる高速道路の西側に集積する工業地により構成 住所地：竈、萩蕪、沼田、二子、中山、中清水、駒門、大坂、神山、神山平、富士見原 ◆人口：18,076人（市全体の20.3%）※平成26年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：1,003人、6-11歳人口：1,216人
原里地区		隣接する御殿場地域から連なる市街地と高速道路西側に集積する工業地、地域西側の東富士演習場により構成 住所地：川島田、杉名沢、神場、板妻、保土沢、永塚 ◆人口：18,488人（市全体の20.7%）※平成26年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：1,106人、6-11歳人口：1,198人
玉穂地区		富士の裾野から市街地までを有し、地域東部に近年整備された地域コミュニティの拠点や陸上競技場、体育館等の都市施設が集積 住所地：茱萸沢、中畑、川柳、萩原 ◆人口：10,322人（市全体の11.6%）※平成26年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：578人、6-11歳人口：557人
印野地区		広大な富士の裾野を有し、自然豊かな観光交流資源が集積 住所地：印野 ◆人口：2,090人（市全体の2.3%）※平成26年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：112人、6-11歳人口：129人
高根地区		豊かな水と自然環境に恵まれ、田園地帯の中に集落を形成 住所地：塚原、山尾田、六日市場、増田、中丸、大堰、清後、山之尻、柴怒田、上小林、水土野、古沢 ◆人口：4,870人（市全体の5.5%）※平成26年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口：240人、6-11歳人口：269人

放課後健全育成事業の教育・保育提供区域は以下のとおりです。

なお、御殿場南小学校区では御殿場地区、原里地区及び玉穂地区からの通学、朝日小学校区では原里地区及び富士岡地区からの通学、印野小学校では印野地区及び原里地区からの通学があり、これらの区域では、基本型（6区域）の区域をまたいだ小学校区が設定されている状況です。

【教育・保育提供区域（放課後児童健全育成事業）】

区域名	通学区域（行政区）
御殿場小学校区	・御殿場地区（東山区、東田中区の一部、鮎沢区、湯沢区、萩原区、二枚橋区、西田中区の一部、北久原区、仁杉区）
東小学校区	・御殿場地区（御殿場区、深沢区、東田中区の一部、栢ノ木区、西田中区の一部）
御殿場南小学校区	・御殿場地区（二の岡区、新橋区、永原区） ・原里地区（森之腰区の一部） ・玉穂地区（茱萸沢下区の一部）
富士岡小学校区	・富士岡地区（萩蕪区、沼田区、二子区、中山上区、中山下区、風穴区、中清水区、駒門区、大坂区、竈区の一部、町屋区の一部）
神山小学校区	・富士岡地区（町屋区の一部、神山区、尾尻区、高内区、富士見原区）
原里小学校区	・原里地区（神場区、板妻区、保土沢区の一部、永塚区、北畑区、大沢区）
朝日小学校区	・原里地区（川島田区、杉名沢区、矢崎区、森之腰区の一部） ・富士岡地区（竈区の一部）
玉穂小学校区	・玉穂地区（茱萸沢下区の一部、茱萸沢上区、中畑東区、中畑北区、中畑南区、中畑西区、川柳区）
印野小学校区	・印野地区（小木原区 時之栖区 印野区） ・原里地区（保土沢区の一部）
高根小学校区 （分校を含む）	・高根地区（塚原区、六日市場区、美乃和区、清後区、山之尻区、古沢区、柴怒田区、上小林区、水土野区）



教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域は以下のとおりです。

【事業別の教育・保育提供区域一覧】

	事業	事業の概要	区域	設定の考え方
	教育・保育	施設型給付 地域型保育給付	6区域	分析の視点から
地域子ども・子育て支援事業（13事業）	時間外保育事業 （延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	6区域	教育・保育との密接な関連性から
	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	小学校区	現在の事業実態から
	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））	市全域	事業の性質から
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	市全域	現在の事業実態から
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	《幼稚園型》 6区域	教育・保育との密接な関連性から
			《幼稚園型以外》 市全域	現在の事業実態から
	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	市全域	現在の事業実態から
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	市全域	現在の事業実態から
	利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	市全域	事業の性質から

事業	事業の概要	区域	設定の考え方
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	市全域	事業の性質から
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	市全域	事業の性質から
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	【養育支援訪問事業】 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	市全域	事業の性質から
	【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	市全域	事業の性質から
実費徴収に係る補給給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業	市全域	事業の性質から
多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業	市全域	事業の性質から

4 将来の子どもの数の推計

計画期間の教育・保育事業等の量の見込み算出の基礎とするため、平成27年度から31年度までについて、主要な事業の対象となる0～11歳児の各年度の児童数を推計しました。

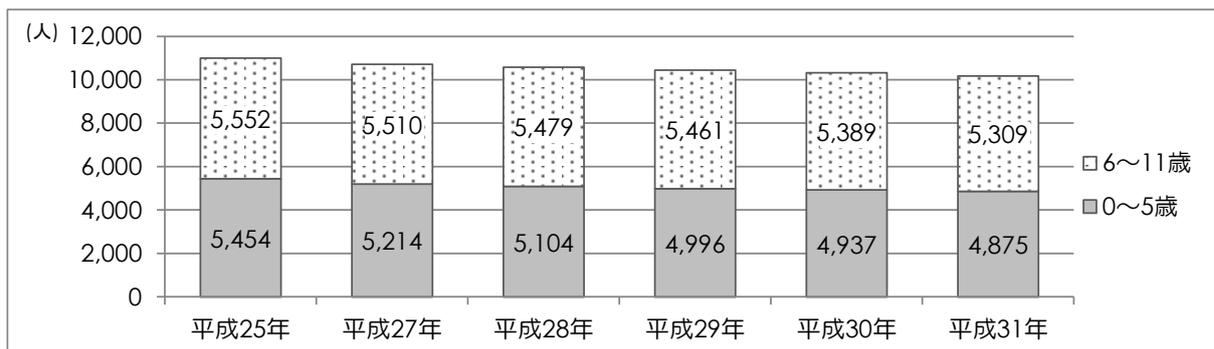
本計画における推計にあたっては、御殿場市総合計画の見直しに伴い人口推計値が確定していないため、暫定的に平成21年度から25年度までの住民基本台帳人口（各年3月31日時点）を基に、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率法を用いて算出しました。

この結果、計画の最終年度である平成31年度における総人口は91,098人で、0～5歳児は4,875人、6～11歳児は5,309人と推計され、0～11歳児の総人口に対する割合は11.2%と見込まれます。

【推計人口・児童数】

	実際人口	将来推計値				
	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～14歳	13,684	13,513	13,391	13,203	13,019	12,846
15～64歳	57,374	57,010	56,896	56,889	56,901	56,947
65歳以上	18,260	19,562	20,114	20,574	20,984	21,305
総数	89,318	90,085	90,401	90,666	90,904	91,098

	実際人口	将来推計値				
	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	830	818	801	788	780	768
1歳	855	858	834	817	804	795
2歳	919	853	865	841	824	811
3歳	929	857	848	860	836	819
4歳	955	906	849	840	852	829
5歳	966	922	907	850	841	853
0～5歳 小計	5,454	5,214	5,104	4,996	4,937	4,875
6歳	913	949	914	899	843	834
7歳	911	954	944	910	895	839
8歳	908	903	948	938	904	889
9歳	931	899	898	942	932	899
10歳	940	891	888	888	931	921
11歳	949	914	887	884	884	927
6～11歳 小計	5,552	5,510	5,479	5,461	5,389	5,309
0～11歳 合計	11,006	10,724	10,583	10,457	10,326	10,184
(総人口比)	12.3%	11.9%	11.7%	11.5%	11.4%	11.2%





第4章 計画の内容



第4章 計画の内容

1 教育・保育

【量の見込みの設定】

国の基本指針等を踏まえ、現在の教育・保育施設等の利用状況及びニーズ調査の結果をもとに、国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』の手順に沿って、市全域及び教育・保育提供区域ごとに、計画期間における認定区分ごとの「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めました。

【認定区分】

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みとなります。保育の必要性の認定については、国が策定する認定基準をもとに、現行制度や運用の実態を勘案しながら市が基準を策定しました。

◆認定区分

認定区分	対象者	保育の必要性	対象となる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、教育を希望するもの	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	あり	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業

【確保の内容及び実施時期】

設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に加え、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園（従来の私立幼稚園）及び認可外保育施設による確保の内容及び実施時期を設定しました。

なお、教育・保育提供区域別の量の見込みは、各区域に居住する保護者のニーズ量を合計したものであり、確保の内容は、各区域に所在する特定教育・保育施設等の利用定員及び受入定員を合計したものになります。しかしながら、現実には居住区域外の施設・事業の利用があるため、区域内の量の見込みと確保の内容は、利用の実態とは一致しない場合があります。

以上を踏まえ、認定区分ごとに設定した量の見込み、確保の内容及び実施時期は次のとおりとなります。

(1) 1号認定

【対象】

- ・1号認定の子ども
- ・2号認定の子どものうち教育を希望する子ども

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園（幼稚園部分））
- ・確認を受けない幼稚園（従来の私立幼稚園）

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,387	1,345	1,317	1,307	1,292
1号認定	1,293	1,254	1,228	1,218	1,204
2号認定 （教育を希望）	94	91	89	89	88
②確保の内容 （提供可能量）	1,810	1,939	1,941	1,943	1,943
特定教育・保育施設 （幼稚園）	1,350	1,375	1,375	1,375	1,375
特定教育・保育施設 （認定こども園）	40	144	146	148	148
確認を受けない 幼稚園 （従来の私立幼稚園）	420	420	420	420	420
差（②－①）	423	594	624	636	651

【確保方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である平成27年度の1,387人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設の利用定員と確認を受けない幼稚園の受入定員の合計は1,810人であり、「需要<供給」となっています。

教育・保育提供区域別にみると、高根地区において量の見込みが確保の内容を上回っています。これは、同地区に幼稚園及び認定こども園が所在しないことによるものですが、近隣区域の施設利用により、同地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	557	538	533	532	530
1号認定	518	502	497	496	494
2号認定(教育を希望)	39	36	36	36	36
②確保の内容	735	737	739	741	741
特定教育・保育施設	315	317	319	321	321
確認を受けない幼稚園	420	420	420	420	420
差(②-①)	178	199	206	209	211

II 富士岡地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	287	278	267	258	252
1号認定	268	259	249	240	235
2号認定(教育を希望)	19	19	18	18	17
②確保の内容	380	482	482	482	482
特定教育・保育施設	380	482	482	482	482
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	93	204	215	224	230

III 原里地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	300	291	281	284	280
1号認定	280	271	262	265	261
2号認定(教育を希望)	20	20	19	19	19
②確保の内容	455	480	480	480	480
特定教育・保育施設	455	480	480	480	480
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	155	189	199	196	200

IV 玉穂地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	148	145	144	142	140
1号認定	138	135	134	132	130
2号認定(教育を希望)	10	10	10	10	10
②確保の内容	200	200	200	200	200
特定教育・保育施設	200	200	200	200	200
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	52	55	56	58	60

V 印野地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	31	30	30	30	30
1号認定	29	28	28	28	28
2号認定(教育を希望)	2	2	2	2	2
②確保の内容	40	40	40	40	40
特定教育・保育施設	40	40	40	40	40
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	9	10	10	10	10

VI 高根地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	64	63	62	61	60
1号認定	60	59	58	57	56
2号認定(教育を希望)	4	4	4	4	4
②確保の内容	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	-	-	-	-	-
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲ 64	▲ 63	▲ 62	▲ 61	▲ 60

(2) 2号認定

【対象】

2号認定の子ども（教育を希望する子どもを除く。）

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所部分））
- ・認可外保育施設

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,232	1,195	1,170	1,160	1,147
2号認定 （保育を希望）	1,232	1,195	1,170	1,160	1,147
②確保の内容 （提供可能量）	1,208	1,189	1,181	1,167	1,159
特定教育・保育施設 （保育所）	1,175	946	940	937	929
特定教育・保育施設 （認定こども園）	31	241	239	228	228
認可外保育施設 （簡易保育施設）	2	2	2	2	2
差（②－①）	▲ 24	▲ 6	11	7	12

【確保方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である平成27年度の1,232人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設の利用定員及び認可外保育施設の入定員の合計は1,208人であり、「需要>供給」となっていますが、平成29年度以降は「需要<供給」となります。

教育・保育提供区域別にみると、御殿場地区、原里地区及び玉穂地区で量の見込みが確保の内容を上回っていますが、保護者の就労場所の状況や近隣区域での利用により、これらの地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	494	479	474	473	470
2号認定(保育を希望)	494	479	474	473	470
②確保の内容	401	397	392	390	386
特定教育・保育施設	399	395	390	388	384
認可外保育施設	2	2	2	2	2
差(②-①)	▲ 93	▲ 82	▲ 82	▲ 83	▲ 84

II 富士岡地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	255	247	237	229	224
2号認定(保育を希望)	255	247	237	229	224
②確保の内容	309	299	299	290	290
特定教育・保育施設	309	299	299	290	290
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	54	52	62	61	66

III 原里地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	267	258	250	252	249
2号認定(保育を希望)	267	258	250	252	249
②確保の内容	237	232	229	229	226
特定教育・保育施設	237	232	229	229	226
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲ 30	▲ 26	▲ 21	▲ 23	▲ 23

IV 玉穂地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	131	128	127	125	124
2号認定(保育を希望)	131	128	127	125	124
②確保の内容	119	119	119	119	118
特定教育・保育施設	119	119	119	119	118
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲12	▲9	▲8	▲6	▲6

V 印野地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	27	27	27	27	27
2号認定(保育を希望)	27	27	27	27	27
②確保の内容	31	31	31	31	31
特定教育・保育施設	31	31	31	31	31
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	4	4	4	4	4

VI 高根地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	58	56	55	54	53
2号認定(保育を希望)	58	56	55	54	53
②確保の内容	111	111	111	108	108
特定教育・保育施設	111	111	111	108	108
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	53	55	56	54	55

(3) -① 3号認定<0歳>

【対象】

3号認定の子ども（0歳）

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所部分））
- ・特定地域型保育事業
- ・認可外保育施設

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	244	239	235	233	229
3号認定（0歳）	244	239	235	233	229
②確保の内容 （提供可能量）	198	206	212	224	229
特定教育・保育施設 （保育所）	162	140	146	149	154
特定教育・保育施設 （認定こども園）	9	39	39	48	48
特定地域型保育事業 （小規模保育事業）	12	12	12	12	12
特定地域型保育事業 （事業所内保育事業）	3	3	3	3	3
認可外保育施設 （簡易保育施設）	12	12	12	12	12
差（②－①）	▲ 46	▲ 33	▲ 23	▲ 9	0

【確保方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である平成27年度の244人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受入定員の合計は198人であり、「需要>供給」となっています。

母親の就労希望の状況からも、0歳児の保育に対するニーズは今後も高いことが考えられるため、保育士の確保等に努め、平成31年度を目標に量の見込みに応じた教育・保育の提供体制の整備を進めます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	98	96	95	95	94
3号認定（0歳）	98	96	95	95	94
②確保の内容	72	75	78	78	79
特定教育・保育施設	57	60	63	63	64
特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
認可外保育施設	9	9	9	9	9
差（②－①）	▲ 26	▲ 21	▲ 17	▲ 17	▲ 15

II 富士岡地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	51	49	48	46	45
3号認定（0歳）	51	49	48	46	45
②確保の内容	54	54	54	63	63
特定教育・保育施設	51	51	51	60	60
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	3	3	3	3	3
差（②－①）	3	5	6	17	18

III 原里地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	53	52	50	51	50
3号認定（0歳）	53	52	50	51	50
②確保の内容	39	44	47	47	50
特定教育・保育施設	33	38	41	41	44
特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差（②－①）	▲ 14	▲ 8	▲ 3	▲ 4	0

IV 玉穂地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	26	26	26	25	24
3号認定（0歳）	26	26	26	25	24
②確保の内容	12	12	12	12	13
特定教育・保育施設	12	12	12	12	13
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差（②-①）	▲ 14	▲ 14	▲ 14	▲ 13	▲ 11

V 印野地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
3号認定（0歳）	5	5	5	5	5
②確保の内容	9	9	9	9	9
特定教育・保育施設	9	9	9	9	9
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差（②-①）	4	4	4	4	4

VI 高根地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	11	11	11	11	11
3号認定（0歳）	11	11	11	11	11
②確保の内容	12	12	12	15	15
特定教育・保育施設	9	9	9	12	12
特定地域型保育事業	3	3	3	3	3
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差（②-①）	1	1	1	4	4

(3) -② 3号認定<1・2歳>

【対象】

3号認定の子ども（1・2歳）

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所部分））
- ・特定地域型保育事業
- ・認可外保育施設

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	744	739	721	708	699
3号認定（1・2歳）	744	739	721	708	699
②確保の内容 （提供可能量）	707	696	696	696	699
特定教育・保育施設 （保育所）	622	503	503	503	506
特定教育・保育施設 （認定こども園）	30	138	138	138	138
特定地域型保育事業 （小規模保育事業）	25	25	25	25	25
特定地域型保育事業 （事業所内保育事業）	9	9	9	9	9
認可外保育施設 （簡易保育施設）	21	21	21	21	21
差（②－①）	▲ 37	▲ 43	▲ 25	▲ 12	0

【確保方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である平成27年度の744人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受入定員の合計は707人であり、「需要>供給」となっています。

3号認定（0歳）と同様に、母親の就労希望の状況から、1・2歳児の保育に対するニーズは今後も高いことが考えられるため、保育士の確保等に努め、平成31年度を目標に量の見込みに応じた教育・保育の提供体制の整備を進めます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	298	296	292	289	287
3号認定（1・2歳）	298	296	292	289	287
②確保の内容	238	227	227	227	230
特定教育・保育施設	213	202	202	202	205
特定地域型保育事業	13	13	13	13	13
認可外保育施設	12	12	12	12	12
差（②－①）	▲ 60	▲ 69	▲ 65	▲ 62	▲ 57

II 富士岡地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	154	153	146	139	136
3号認定（1・2歳）	154	153	146	139	136
②確保の内容	179	179	179	179	179
特定教育・保育施設	170	170	170	170	170
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	9	9	9	9	9
差（②－①）	25	26	33	40	43

III 原里地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	161	159	154	154	152
3号認定（1・2歳）	161	159	154	154	152
②確保の内容	142	142	142	142	142
特定教育・保育施設	130	130	130	130	130
特定地域型保育事業	12	12	12	12	12
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差（②－①）	▲ 19	▲ 17	▲ 12	▲ 12	▲ 10

IV 玉穂地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	79	79	78	77	76
3号認定（1・2歳）	79	79	78	77	76
②確保の内容	59	59	59	59	59
特定教育・保育施設	59	59	59	59	59
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差（②-①）	▲ 20	▲ 20	▲ 19	▲ 18	▲ 17

V 印野地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	17	17	17	16	16
3号認定（1・2歳）	17	17	17	16	16
②確保の内容	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差（②-①）	13	13	13	14	14

VI 高根地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	35	35	34	33	32
3号認定（1・2歳）	35	35	34	33	32
②確保の内容	59	59	59	59	59
特定教育・保育施設	50	50	50	50	50
特定地域型保育事業	9	9	9	9	9
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差（②-①）	24	24	25	26	27

(3) -③ 3号認定<保育利用率>

子ども・子育て支援事業計画では、満3歳未満の子どもが待機児童の中心であることを踏まえ、満3歳未満の子どもの総数に占める3号認定の保育の利用定員数の割合である「保育利用率」について、各年度の目標値を定めることとされています。

具体的には、計画期間内の各年度における3号認定の「確保の内容」を満3歳未満の子どもの推計児童数で割ることにより算出します。

本市の「保育利用率」は、以下のとおりとなっています。

【推計人口】

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
推計児童数(0~2歳)	2,529	2,500	2,446	2,408	2,374

【需給計画】

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
3号認定の確保の内容 (保育提供可能量)	905	902	908	920	928
0歳	198	206	212	224	229
1・2歳	707	696	696	696	699

【0~2歳の保育利用率】

(単位：%)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
保育利用率	35.8	36.1	37.1	38.2	39.1

保育利用率は、0~2歳児の保育提供可能量の拡充等により、平成27年度の35.8%から、平成31年度には39.1%と3.3ポイント上昇する見込みです。

2 地域子ども・子育て支援事業

【量の見込み、確保の内容及び実施時期の設定に対する考え方】

国の基本指針等を踏まえ、現在の地域の子育て支援事業等の利用状況及びニーズ調査の結果をもとに、国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』の手順に沿って、市全域及び教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めました。

また、設定した量の見込みに対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定しました。

なお、事業別の教育・保育提供区域別の量の見込みは、各区域に居住する保護者のニーズを合計したものであり、同様に確保の内容は各区域で提供可能な各事業の量を合計したものになります。しかしながら、現実には居住区域外での事業の利用があるため、区域内の量の見込みと確保の内容は、利用の実態とは一致しない場合があります。

以上を踏まえ、各事業に設定した量の見込み、確保の内容及び実施時期は次のとおりとなります。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【対象】

保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども（0～5歳児）

【事業内容】

保育の必要性の認定を受けた子どもに対し、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施します。

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1,131	1,106	1,083	1,070	1,057
②確保の内容 （提供可能量）	1,131 （23か所）	1,106 （23か所）	1,083 （23か所）	1,070 （23か所）	1,057 （23か所）
時間外保育事業	（21か所）	（21か所）	（21か所）	（21か所）	（21か所）
特定教育・保育施設 （保育所）	（17か所）	（15か所）	（15か所）	（15か所）	（15か所）
特定教育・保育施設 （認定こども園）	（1か所）	（3か所）	（3か所）	（3か所）	（3か所）
特定地域型保育事業 （小規模保育事業）	（2か所）	（2か所）	（2か所）	（2か所）	（2か所）
特定地域型保育事業 （事業所内保育事業）	（1か所）	（1か所）	（1か所）	（1か所）	（1か所）
その他※	（2か所）	（2か所）	（2か所）	（2か所）	（2か所）
認可外保育施設 （簡易保育施設）	（2か所）	（2か所）	（2か所）	（2か所）	（2か所）
差（②－①）	0	0	0	0	0

※「その他」とは、時間外保育事業に準じた取組を表す。

【確保方策】

市内のすべての保育を提供する施設で当該事業を実施し、市全域、教育・保育提供区域ともに、保護者の希望に応じた事業の提供が可能となる状態となっています。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	454	443	439	436	434
②確保の内容	454 (8か所)	443 (8か所)	439 (8か所)	436 (8か所)	434 (8か所)
時間外保育事業	(7か所)	(7か所)	(7か所)	(7か所)	(7か所)
特定教育・保育施設	(6か所)	(6か所)	(6か所)	(6か所)	(6か所)
特定地域型保育事業	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
その他	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
認可外保育施設	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

II 富士岡地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	234	228	219	210	206
②確保の内容	234 (4か所)	228 (4か所)	219 (4か所)	210 (4か所)	206 (4か所)
時間外保育事業	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
特定教育・保育施設	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
特定地域型保育事業	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
その他	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
認可外保育施設	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

III 原里地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	245	239	231	233	229
②確保の内容	245 (5か所)	239 (5か所)	231 (5か所)	233 (5か所)	229 (5か所)
時間外保育事業	(5か所)	(5か所)	(5か所)	(5か所)	(5か所)
特定教育・保育施設	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)
特定地域型保育事業	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
その他	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
認可外保育施設	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

IV 玉穂地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	120	119	118	116	114
②確保の内容	120 (2か所)	119 (2か所)	118 (2か所)	116 (2か所)	114 (2か所)
時間外保育事業	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
特定教育・保育施設	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
特定地域型保育事業	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
その他	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
認可外保育施設	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

V 印野地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	25	25	25	25	25
②確保の内容	25 (1か所)	25 (1か所)	25 (1か所)	25 (1か所)	25 (1か所)
時間外保育事業	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
特定教育・保育施設	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
特定地域型保育事業	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
その他	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
認可外保育施設	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

VI 高根地区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	53	52	51	50	49
②確保の内容	53 (3か所)	52 (3か所)	51 (3か所)	50 (3か所)	49 (3か所)
時間外保育事業	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
特定教育・保育施設	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
特定地域型保育事業	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
その他	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
認可外保育施設	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【対象】

小学校就学児童

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【教育・保育提供区域】

小学校区

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	928	926	913	887	866
小学1～3年生	746	746	730	702	681
小学4～6年生	182	180	183	185	185
②確保の内容 （提供可能量）	795 （18か所）	835 （19か所）	835 （19か所）	1,040 （24か所）	1,040 （24か所）
差（②－①）	▲ 133	▲ 91	▲ 78	153	174

【確保方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である平成27年度の年間928人に対し、確保の内容は795人であり、「需要＞供給」の状態になります。

教育・保育提供区域である小学校区別でみると、御殿場、東、御殿場南、原里、玉穂小学校の校区において特に供給が不足しています。

この不足の解消に向け、施設の確保計画を段階的に進め、平成30年度を目標に、量の見込みに応じた事業の提供体制の整備を進めます。

また、放課後子供教室*との連携をさらに図り、一体型の運営方式での実施を検討していきます。具体的には、運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について事業の実施主体である教育委員会と福祉部局の担当者を含め、定期的に検討を行い、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、または連携による実施を目指し、併せて総合的な放課後対策について検討を進めます。

（単位：校区、箇所）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
子供教室開級小学校区数	8	9	10	10	10
一体型の放課後児童クラブ 及び放課後子供教室数	3	3	4	4	5

※放課後子供教室とは・・・

小学校敷地等で放課後や週末の子供の安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策を実施します。具体的には、放課後（土・日を含む）の時間帯に、造形活動、スポーツ、読書、学習支援等の様々な活動に児童が取り組めるよう、教育活動推進員等が児童の指導、見守りを行う事業です。

現状での実施は週1回程度、対象児童は1校区30人～40人、実施施設は、学校施設（会議室、体育館、図工室）のほか、近隣の市役所支所や公民館等となっています。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場小学校区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	160	159	159	154	152
小学1～3年生	131	129	127	121	120
小学4～6年生	29	30	32	33	32
②確保の内容	123 (3か所)	123 (3か所)	123 (3か所)	163 (4か所)	163 (4か所)
差(②-①)	▲ 37	▲ 36	▲ 36	9	11

II 東小学校区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	111	118	116	115	113
小学1～3年生	97	104	101	98	95
小学4～6年生	14	14	15	17	18
②確保の内容	63 (2か所)	103 (3か所)	103 (3か所)	133 (4か所)	133 (4か所)
差(②-①)	▲ 48	▲ 15	▲ 13	18	20

III 御殿場南小学校区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	141	142	142	140	139
小学1～3年生	112	115	114	110	106
小学4～6年生	29	27	28	30	33
②確保の内容	115 (2か所)	115 (2か所)	115 (2か所)	145 (3か所)	145 (3か所)
差(②-①)	▲ 26	▲ 27	▲ 27	5	6

IV 富士岡小学校区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	72	70	68	64	62
小学1～3年生	52	49	47	45	44
小学4～6年生	20	21	21	19	18
②確保の内容	88 (2か所)	88 (2か所)	88 (2か所)	88 (2か所)	88 (2か所)
差(②-①)	16	18	20	24	26

V 神山小学校区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	98	95	91	86	81
小学1～3年生	77	75	73	70	67
小学4～6年生	21	20	18	16	14
②確保の内容	114 (3か所)	114 (3か所)	114 (3か所)	149 (3か所)	149 (3か所)
差(②-①)	16	19	23	63	68

VI 原里小学校区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	88	83	78	76	71
小学1～3年生	63	60	58	56	53
小学4～6年生	25	23	20	20	18
②確保の内容	40 (1か所)	40 (1か所)	40 (1か所)	80 (2か所)	80 (2か所)
差(②-①)	▲ 48	▲ 43	▲ 38	4	9

Ⅶ 朝日小学校区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	80	80	80	79	78
小学1～3年生	66	65	64	62	61
小学4～6年生	14	15	16	17	17
②確保の内容	78 (1か所)	78 (1か所)	78 (1か所)	78 (1か所)	78 (1か所)
差(②-①)	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 1	0

Ⅷ 玉穂小学校区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	99	99	99	96	95
小学1～3年生	82	83	81	78	76
小学4～6年生	17	16	18	18	19
②確保の内容	80 (1か所)	80 (1か所)	80 (1か所)	110 (2か所)	110 (2か所)
差(②-①)	▲ 19	▲ 19	▲ 19	14	15

Ⅸ 印野小学校区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	27	28	29	27	27
小学1～3年生	23	24	24	22	21
小学4～6年生	4	4	5	5	6
②確保の内容	40 (1か所)	40 (1か所)	40 (1か所)	40 (1か所)	40 (1か所)
差(②-①)	13	12	11	13	13

X 高根小学校区

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	52	52	51	50	48
小学1～3年生	43	42	41	40	38
小学4～6年生	9	10	10	10	10
②確保の内容	54 (2か所)	54 (2か所)	54 (2か所)	54 (2か所)	54 (2か所)
差(②-①)	2	2	3	4	6

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【対象】

小学校就学前の子ども（0～5歳児）

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域〔市全域〕）】

（単位：人日）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容 （提供可能量）	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策】

ニーズ調査の結果では当該事業の需要はありませんでしたが、保護者のニーズの把握を行い、必要に応じて広域利用を含めた事業の実施を検討していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【対象】

小学校就学前の子ども（0～2歳児）

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域〔市全域〕）】

（単位：人回）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	27,268	26,956	26,373	25,964	25,597
②確保の内容 （提供可能量）	84,020	84,020	84,020	84,020	84,020
地域子育て支援拠点 事業	81,540 (9か所)	81,540 (9か所)	81,540 (9か所)	81,540 (9か所)	81,540 (9か所)
その他※	2,480 (20か所)	2,480 (20か所)	2,480 (20か所)	2,480 (20か所)	2,480 (20か所)
差（②－①）	56,752	57,064	57,647	58,056	58,423

※「その他」とは、地域子育て支援拠点事業に準じた取組を表す。

【確保方策】

量の見込みが最大である平成27年度の年間27,268人回に対し、確保の内容が大きく上回っており、「需要<供給」となっています。

確保の内容は、各施設の収容可能な児童数を計上しているため、現在の利用実績を超える数字となっています。そのため、利用の実態と一致しないことがあります。年間を通じて保護者の希望に応じた事業の提供が可能な状況となっています。

引き続き、多様なニーズに応えるために、地域の子育て支援団体との連携を図り、情報の集約・提供を実施するとともに、子育て中の親子の仲間づくりや、相談の場として気軽に参加できる場を提供します。

(5) 一時預かり事業

幼稚園在園児を対象にした「幼稚園型」とそれ以外のものがあります。

① 一時預かり事業（幼稚園型）

【対象】

幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）の在園児

【事業内容】

幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）の在園児に対し、通常の利用時間以外に保育を行います。

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人日）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	15,481	15,014	14,703	14,582	14,420
1号認定	2,550	2,473	2,422	2,402	2,375
2号認定（教育を希望）	12,931	12,541	12,281	12,180	12,045
②確保の内容 （提供可能量）	14,000	20,400	20,800	21,200	21,200
（10か所）		（12か所）	（12か所）	（12か所）	（12か所）
一時預かり事業 （幼稚園型）	-	6,400	6,800	7,200	7,200
（-か所）		（2か所）	（2か所）	（2か所）	（2か所）
特定教育・保育施設 （認定こども園）	-	6,400	6,800	7,200	7,200
（-か所）		（2か所）	（2か所）	（2か所）	（2か所）
その他※	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
（10か所）		（10か所）	（10か所）	（10か所）	（10か所）
特定教育・保育施設 （幼稚園）	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
（8か所）		（8か所）	（8か所）	（8か所）	（8か所）
確認を受けない幼稚園 （従来の私立幼稚園）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
（2か所）		（2か所）	（2か所）	（2か所）	（2か所）
差（②－①）	▲1,481	5,386	6,097	6,618	6,780

※「その他」とは、一時預かり事業（幼稚園型）に準じた取組を表す。

【確保方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である平成27年度の年間15,481人日に対し、確保の内容は年間14,000人日と、供給が1,481人日不足している状態になりますが、平成28年度以降の認定こども園における事業の実施により、「需要<供給」の状態になります。

教育・保育提供区域別でみると、御殿場地区及び富士岡地区以外の地区では不足が生じている状態になっていますが、居住区域外の施設の利用等により各園における対応はできていると考えられます。

保護者のニーズの把握を行いながら、効果的な事業の実施について検討していきます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

(単位：人日)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	6,208	6,013	5,959	5,947	5,912
1号認定	1,022	990	982	980	974
2号認定（教育を希望）	5,186	5,023	4,977	4,967	4,938
②確保の内容	12,560 (3か所)	12,960 (4か所)	13,360 (4か所)	13,760 (4か所)	13,760 (4か所)
一時預かり事業 (幼稚園型)	- (-か所)	400 (1か所)	800 (1か所)	1,200 (1か所)	1,200 (1か所)
特定教育・保育施設	- (-か所)	400 (1か所)	800 (1か所)	1,200 (1か所)	1,200 (1か所)
その他	12,560 (3か所)	12,560 (3か所)	12,560 (3か所)	12,560 (3か所)	12,560 (3か所)
特定教育・保育施設	560 (1か所)	560 (1か所)	560 (1か所)	560 (1か所)	560 (1か所)
確認を受けない幼稚園	12,000 (2か所)	12,000 (2か所)	12,000 (2か所)	12,000 (2か所)	12,000 (2か所)
差(②-①)	6,352	6,947	7,401	7,813	7,848

II 富士岡地区

(単位：人日)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	3,204	3,101	2,976	2,868	2,812
1号認定	528	511	490	472	463
2号認定（教育を希望）	2,676	2,590	2,486	2,396	2,349
②確保の内容	540 (3か所)	6,540 (4か所)	6,540 (4か所)	6,540 (4か所)	6,540 (4か所)
一時預かり事業 (幼稚園型)	- (-か所)	6,000 (1か所)	6,000 (1か所)	6,000 (1か所)	6,000 (1か所)
特定教育・保育施設	- (-か所)	6,000 (1か所)	6,000 (1か所)	6,000 (1か所)	6,000 (1か所)
その他	540 (3か所)	540 (3か所)	540 (3か所)	540 (3か所)	540 (3か所)
特定教育・保育施設	540 (3か所)	540 (3か所)	540 (3か所)	540 (3か所)	540 (3か所)
確認を受けない幼稚園	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差(②-①)	▲2,664	3,439	3,564	3,672	3,728

Ⅲ 原里地区

(単位：人日)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	3,352	3,241	3,139	3,170	3,126
1号認定	552	534	517	522	515
2号認定（教育を希望）	2,800	2,707	2,622	2,648	2,611
②確保の内容	560 (3か所)	560 (3か所)	560 (3か所)	560 (3か所)	560 (3か所)
一時預かり事業 (幼稚園型)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
その他	560 (3か所)	560 (3か所)	560 (3か所)	560 (3か所)	560 (3か所)
特定教育・保育施設	560 (3か所)	560 (3か所)	560 (3か所)	560 (3か所)	560 (3か所)
確認を受けない幼稚園	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差(②-①)	▲2,792	▲2,681	▲2,579	▲2,610	▲2,566

Ⅳ 玉穂地区

(単位：人日)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1,649	1,611	1,598	1,576	1,562
1号認定	272	265	263	260	257
2号認定（教育を希望）	1,377	1,346	1,335	1,316	1,305
②確保の内容	340 (1か所)	340 (1か所)	340 (1か所)	340 (1か所)	340 (1か所)
一時預かり事業 (幼稚園型)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
その他	340 (1か所)	340 (1か所)	340 (1か所)	340 (1か所)	340 (1か所)
特定教育・保育施設	340 (1か所)	340 (1か所)	340 (1か所)	340 (1か所)	340 (1か所)
確認を受けない幼稚園	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差(②-①)	▲1,309	▲1,271	▲1,258	▲1,236	▲1,222

V 印野地区

(単位：人日)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	345	340	338	339	340
1号認定	57	56	56	56	56
2号認定（教育を希望）	288	284	282	283	284
②確保の内容	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
一時預かり事業 （幼稚園型）	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
その他	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
確認を受けない幼稚園	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差（②－①）	▲345	▲340	▲338	▲339	▲340

VI 高根地区

(単位：人日)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	723	708	693	682	668
1号認定	119	117	114	112	110
2号認定（教育を希望）	604	591	579	570	558
②確保の内容	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
一時預かり事業 （幼稚園型）	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
その他	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
確認を受けない幼稚園	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差（②－①）	▲723	▲708	▲693	▲682	▲668

② 教育・保育施設等（幼稚園を除く）における一時預かり等

※「子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）」及び「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）」を含みます。

【対象】

小学校就学前の子ども（0～5歳児）

【事業内容】

家庭における保育が一時的に困難となった場合に、保育所及び認定子ども園等で一時的に子どもを預かり、必要な保育を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域〔市全域〕）】

（単位：人日）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	11,939	11,709	11,461	11,317	11,172
②確保の内容 （提供可能量）	15,313 (22か所)	15,517 (22か所)	15,481 (22か所)	15,462 (22か所)	15,441 (22か所)
i-1 一時預かり事業 （幼稚園型以外）	11,530 (17か所)	11,770 (17か所)	11,770 (17か所)	11,770 (17か所)	11,770 (17か所)
特定教育・保育施設 （保育所）	10,810 (16か所)	10,070 (14か所)	10,070 (14か所)	10,070 (14か所)	10,070 (14か所)
特定教育・保育施設 （認定こども園）	720 (1か所)	1,700 (3か所)	1,700 (3か所)	1,700 (3か所)	1,700 (3か所)
i-2 その他*	2,055 (5か所)	2,055 (5か所)	2,055 (5か所)	2,055 (5か所)	2,055 (5か所)
特定教育・保育施設 （保育所）	25 (1か所)	25 (1か所)	25 (1か所)	25 (1か所)	25 (1か所)
特定地域型保育事業 （小規模保育事業）	1,450 (2か所)	1,450 (2か所)	1,450 (2か所)	1,450 (2か所)	1,450 (2か所)
認可外保育施設 （簡易保育施設）	580 (2か所)	580 (2か所)	580 (2か所)	580 (2か所)	580 (2か所)
ii 子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
iii 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）	1,728	1,692	1,656	1,637	1,616
差（②-①）	3,374	3,808	4,020	4,145	4,269

※「その他」とは、一時預かり事業（幼稚園型以外）に準じた取組を表す。

【確保方策】

量の見込みが最大である平成 27 年度の年間 11,939 人日に対し、確保の内容は年間 15,313 人日であり、「需要<供給」となっています。

このように、年間を通してみると、数字上は保護者の需要を満たしていますが、一時預かり事業では、保育士の配置状況や利用希望日の集中等により、保護者が希望した日に利用できない状況も有り得ると考えられます。

こうした状況に対応するため、保育士の確保等により、保護者が希望する日に利用できるような事業の実施に努めます。また、保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消するため、利用方法の周知等にさらに努めます。

(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

※「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）」を含みます。

【対象】

保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども（0～5歳児）

【事業内容】

急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難な子どもを一時的に保育所等の専用室で保育等を実施します。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域〔市全域〕）】

（単位：人日）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	986	965	945	934	922
②確保の内容 （提供可能量）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）
病児・病後児保育事業	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）
特定教育・保育施設 （保育所）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）
子育て援助活動支援事 業（ファミリー・サポ ート・センター事業〔病 児・緊急対応強化事 業〕）	0	0	0	0	0
差（②－①）	3,094	3,115	3,135	3,146	3,158

【確保方策】

量の見込みが最大である平成27年度の年間986人日に対し、確保の内容は年間4,080人日であり、「需要<供給」となっています。

保護者が病児・病後児を安心して預けられる保育環境を整えるために、事業の充実に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業を除く])

【対象】

小学校就学児童

【事業内容】

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（委託会員）と、援助を行うことを希望する者（受託会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域 [市全域]）】

(単位：人日)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1,348	1,340	1,336	1,318	1,299
②確保の内容 (提供可能量)	1,348	1,340	1,336	1,318	1,299
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

量の見込みに対し、確保の内容は保護者の希望に応じた提供が可能な状態になっています。

事業のさらなる周知を図るとともに、受託会員の安定的な確保に努めます。

(8) 利用者支援事業**【事業内容】**

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域〔市全域〕）】

（単位：箇所）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容 （提供可能量）	1	1	1	1	1
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策】

市担当部署の窓口において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用を希望する保護者の相談に応じ、情報提供を行います。

情報の提供や発信にあたっては、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。

(9) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域〔市全域〕）】

(単位：人、人回)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み					
実人数	1,365	1,337	1,315	1,302	1,282
健診回数*	19,110	18,718	18,410	18,228	17,948
②確保の内容（提供可能量）					
実人数	1,365	1,337	1,315	1,302	1,282
健診回数*	19,110	18,718	18,410	18,228	17,948
差（②－①）					
実人数	0	0	0	0	0
健診回数	0	0	0	0	0

※「健診回数」は、実人数に1人当たり必要な健診回数（14回）を乗じたものを表す。

【確保方策】

母子ともに安全・安心な出産を目指し、妊婦が必要な健診回数（14回）を確実に受けられるよう支援に努めます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の健康管理や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供等を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域〔市全域〕）】

（単位：人）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	818	801	788	780	768
②確保の内容 （提供可能量）	818	801	788	780	768
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策】

訪問に従事する人員を確保し、全戸訪問に努めます。

(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による
要保護児童等に対する支援に資する事業

「養育支援訪問事業」と「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」があります。

① 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域〔市全域〕）】

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	50	50	50	50	50
②確保の内容 (提供可能量)	50	50	50	50	50
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

訪問に従事する人員を確保し、関係機関と連携できる体制づくりに努めます。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、要保護児童対策協議会の調整機関や地域ネットワークを構成する関係機関等(地域ネットワーク構成員)の専門性強化及び関係機関の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【今後の方向性】

学識経験者による研修会の開催等を通じ、地域ネットワーク構成員の資質向上や情報の共有化を図ることにより、地域全体の機能強化のための事業の実施を検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**【事業内容】**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【今後の方向性】

国や静岡県の動向を踏まえるとともに、保護者のニーズ等の把握を行い、事業の実施について検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業**【事業内容】**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【今後の方向性】

新規事業者の参入があった場合には、事業の実施について検討します。

3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

子どもの健やかな育ちのためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育は重要です。すべての子どもの育ちを同じように保障し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要となります。さらに、行政や地域社会をはじめ社会全体で子ども・子育て支援を行っていくことが、子どものより良い育ちの実現につながります。

また、社会状況の変化や市民生活の多様化等に伴い、教育・保育に対するニーズは、今後さらに多様化することが予想されることから、施設・事業の規模や内容についても随時検討し、地域の実情に応じた教育・保育の提供体制の整備が必要になります。

これらを踏まえ、本市では、一人ひとりの子どもに対する質の高い教育・保育及び地域の子育て支援が一体的に提供されるよう、次の点を重視します。

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に子どもを受け入れて教育・保育を一体的に提供するほか、地域における子育て支援を行うという特長があります。

現在、本市では認定こども園を1か所整備していますが、ニーズ調査の結果から母親の就労に関する希望や利用したい教育・保育の事業をみても、認定こども園の需要は高まることが予想されることから、引き続き普及が必要であると考えます。中でも、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ幼保連携型認定こども園は、教育・保育環境の充実につながるものであると考えられます。

認定こども園の普及にあたっては、民間活力の活用も視野に入れ、民間事業者への認定こども園に関する情報提供や補助金等の効果的な活用を図ることによって、幼稚園及び保育所の認定こども園への移行を支援していきます。

(2) 教育・保育の質の確保

幼稚園教諭、保育士及び両方の資格を有する保育教諭の人材の確保に努めるとともに、その処遇及び配置の改善等を図ります。また、幼稚園教諭と保育士の合同研修のほか、平成12年度から実施している「幼稚園・保育園・小学校・中学校教職員合同研修会」、中学校区単位で実施している「幼保小中連携・一貫教育の研究」等を継続して実施し、小学校・中学校における教育へと一貫してつながるような取組を推進します。

(3) 関係機関との連携

行政、教育・保育施設、地域型保育事業者及びその他の子ども・子育て支援を行う団体等が、行事への参加等による相互の交流を深めるとともに、職員同士で積極的に情報交換等を行うことにより、連携の強化を図ります。

4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談・支援等に努めます。

○ 保育所等の優先利用

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに保育所等の利用を希望した場合に、優先的に利用ができるような配慮を行うことで、育児休業を取得しやすい環境整備を推進します。

○ 育児休業制度の普及促進

関係機関や団体と連携しながら、育児休業の制度化、取得の促進、及び関連機関等が実施している奨励制度等について周知を図ることで、制度の普及促進を図ります。

(単位：回)	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 見込み	平成 31 年度 目標 (見込み)
工場立地概要調査を活用した制度の周知	1	-	1

5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

共働き世帯が増加している現在、子育てと仕事の両立には家庭内での協力のほか、地域や企業の理解や支援も必要不可欠なものとなっています。出産前後や育児中であっても女性がいきいきと働けるよう、また、男性も積極的に育児に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

○ ハローワーク、商工会等関係機関との連携

雇用の確保及び労働条件の改善を図るため、ハローワーク、静岡県、関係機関との連携に努めます。

○ ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発・情報提供

ワーク・ライフ・バランスに関係する法律や制度を周知するための広報・啓発活動を実施します。

(単位：回)	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 見込み	平成 31 年度 目標 (見込み)
工場立地概要調査を活用した制度の周知	1	-	1

○ 休日保育事業の充実

日曜日や祝日に仕事を持っている保護者のニーズに対応し、保育所等において休日の保育を実施します。休日保育を実施するための人材の確保が課題となります。

(単位：園・人)	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 見込み	平成 31 年度 目標 (見込み)
実施園数	2	3	3
利用人数	135	300	300

6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援の促進、障害児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実等について、静岡県が行う施策と連携を図りながら事業を推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待に走るケースの多くが、育児不安や頼れる人の欠如によって引き起こされています。こうした問題に対し、子育てをする人の負担や孤立感をなくし、子育ての喜びを感じながら子どもと一緒に成長していくための施策の充実を図ります。

○ 要保護児童対策地域協議会の充実

要保護児童や特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護または支援を図るために、関係機関と連携して必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

(単位：回)	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 見込み	平成 31 年度 目標 (見込み)
実務者会議の開催回数	3	3	3
乳幼児部会開催回数	3	4	4

○ 家庭児童相談の充実

児童の健全な育成を図るため、家庭児童相談室に家庭相談員2名を置き、児童に関する様々な相談や指導を行います。

今後も要保護児童対策地域協議会の調整員や婦人相談員等との連携を深め、日々の相談業務の充実を図ります。

(単位：件)	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 見込み	平成 31 年度 目標 (見込み)
相談件数	1,849	1,800	1,800

○ 虐待の早期発見と予防

健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行います。

○ 民生委員児童委員、主任児童委員との連携強化

民生委員児童委員、主任児童委員は地域に根ざした活動が必要であることから、自治会をはじめとする関係団体及び関係機関との連携をより深め、人材の確保と制度の地域住民への周知を図ります。

制度の周知と児童虐待防止の観点から身近な民生委員児童委員対象の研修会を開催し、連携強化を継続していきます。

(単位：人・地区・回)	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 見込み	平成 31 年度 目標 (見込み)
民生委員児童委員数 (うち主任児童委員)	149 (11)	152 (11)	155 (11)
法定地区民生委員児童 委員協議会数	5	5	5
児童福祉部会 研修会開催回数	2	1	2

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を継続するとともに、就業が困難な母子家庭等への相談体制の充実を図るなど、総合的な自立支援の推進に努めます。

○ 児童扶養手当の支給

父（または母）がいない、あるいは父（または母）の監護を受けられない児童を養育し、公的年金を受給していない母（または父）や養育者に対して支給します。

平成26年12月から年金との併給調整が可能となったため、制度の周知を図ります。

○ 交通遺児等扶養手当の支給

交通災害及び自然災害等により、両親もしくは両親のうち主たる生計維持者が死亡または廃疾になったとき支給します。

○ 母子家庭等自立支援給付費の支給

母子家庭（父子家庭）等の生活の安定や向上を図るため、自立支援教育訓練や高等職業訓練促進等を行います。

離婚率が上昇傾向にあることから、必要な人に必要な支援が行われるよう、事業の周知を図ります。

○ 母子家庭等医療費の助成

母子家庭（父子家庭）等に対して医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ります。

平成24年7月から児童の受診について子ども医療との選択を可能とし、保護者の医療機関窓口での負担軽減を図っています。

○ 母子家庭等児童入学卒業祝金の支給

母子家庭等の児童の健全な育成を助成するため、祝い金を支給します。（小学校入学児童及び中学校卒業生徒 13,000円）

○ 母子家庭協力員制度の活用

母子家庭等の自立のため、静岡県知事から委嘱された3人の協力員が担当し、必要な助言、指導を行います。

(3) 障害児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実

障害の原因となる疾病の予防や早期発見・治療の推進を図るため、妊娠・出産期等、早期からの健康診査の実施を行います。また、障害のある子どもに対し、関係機関が一体となり各種の施策が行われるよう、療育支援体制の充実に努めます。

○ 障害児の教育・保育事業の充実

集団生活が可能な障害児を幼稚園及び保育所等に受け入れ、集団生活において個別指導を行いながら共に育ち合える教育・保育を行います。

障害児については、「御殿場市就園支援委員会」または「御殿場市障害児等保育の実施審査委員会」において処遇の検討を行います。個別対応等の配慮が必要となった場合の保育士等の確保が課題となります。

○ 障害児福祉手当の給付

身体または精神に重度の障害の状態があるために、日常生活において常時介護を必要とする障害児に給付します。

障害者手帳取得前の手当対象児童に対する周知のため、関係部署等との連携を図ります。

○ 障害児等補装具・日常生活用具の給付

障害児等の日常生活を容易にするために、補装具及び日常生活用具を給付します。

障害者手帳を取得している対象児童が必要とするものを提供できるよう相談に応じるとともに、関係機関への情報提供を行い、連携を図っていきます。

また、要望を静岡県に報告し、静岡県等で対象に加えられた用具等を市でも合わせて追加していきます。

(単位：件)	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 見込み	平成 31 年度 目標 (見込み)
補装具支給件数	40	40	40
日常生活用具支給件数	225	230	230

○ 重度心身障害者（児）医療費の助成

重度心身障害児の保健向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。

○ 身体障害者住宅改造費の助成

身体障害児またはその保護者が住宅設備を当該障害児に適するように改造するための経費の一部を助成します。

一度に限って利用が可能な制度であるため、制度の利用についての周知を図り、障害児本人にとって効果的な利用をすすめていきます。

○ 発達障害者（児）支援体制の整備

発達障害者（児）または発達に課題のある方に対して乳幼児からの一貫した支援を行うことができる体制を整備します。

児童発達支援事業に関する制度の周知に努めるほか、平成27年度に御殿場市発達支援システムを構築し、平成28年度から運用することで、一貫した支援等を図ります。

(単位：回)	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 見込み	平成 31 年度 目標 (見込み)
自立支援協議会発達支援 部会開催回数	2	2	2

○ 発達障害に係る相談及び療育的支援の充実

発達障害者（児）または発達に課題のある方に関して、アセスメント、助言、機関連携及び療育的支援等を行います。

相談事業の一環として、知能発達検査の実施や療育的教室実施のための人員配置等を検討していきます。

(単位：件・回)		平成 25 年度 実績	平成 26 年度 見込み	平成 31 年度 目標 (見込み)
相談件数	総合	1,481	1,400	1,300
	発達	851	900	1,000
療育的教室開催回数		—	9	72

○ 特別児童扶養手当の支給

中度・重度の心身障害児を扶養している保護者に支給します。

市が把握していない対象児童に周知を図るため、関係機関及び関係部署との連携を図ります。

○ 心身障害児（者）扶養手当の支給

療育手帳A所持者、特別児童扶養手当1級受給者の扶養者に支給します。

○ 障害児の居宅生活支援事業の充実

障害児の居宅生活を支援するため、ホームヘルパーやショートステイ事業等を利用したときの費用の一部または全部を助成します。

(単位：人)	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 見込み	平成 31 年度 目標 (見込み)
居宅介護の利用決定人数	11	11	10
短期入所の利用決定人数	17	17	20

○ 特別支援教育の充実

幼稚園や小中学校を通じ、障害のある幼児・児童生徒及び通常学級等に在籍する特別な教育を希望する児童生徒等に対して、個別の支援計画に基づき適切な支援を行い、就労等将来の社会生活の基礎を培います。

特別な支援を要する児童生徒数は増加傾向にあり、学校現場ではより特別支援に精通した者及び適時な指導・支援を必要としています。このことから、巡回相談員を特別支援教育士または特別支援教育についての研修を受けた者等に変更し、学校現場のニーズに対応していきます。

(単位：人・回)	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 見込み	平成 31 年度 目標 (見込み)
巡回相談員数	3	3	1
専門家チーム会議 開催回数	8	8	4
特別支援学級支援員数	10	14	14



第5章 計画推進の方策



第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野と関連するものになります。

保護者が安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境をつくるためには、保育所、幼稚園等の教育・保育施設や子育て支援事業を実施する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等の関係団体・機関、自治会や企業等の地域組織との適切な役割分担のもとに、相互に協力しながら子育て支援を行えるような体制を整備することが必要です。

このことを踏まえ、本計画の推進にあたっては、地域社会を構成する様々な団体・機関との連携を図りつつ、市民の意見を取り入れながら、地域ぐるみでの子育て及び子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や静岡県 の制度に基づくものも多いことから、国・静岡県と連携し各種施策の充実を図っていくとともに、必要に応じて国・静岡県に対して要望を行っていきます。

2 計画の進捗管理と評価

計画の進捗管理にあたっては、毎年度、計画に基づく施策の実施状況の把握、点検を行い、御殿場市子ども・子育て会議等において評価を実施します。

その評価結果に基づき、すみやかに改善につなげていくことで、計画の実効性を高めていきます。

また、必要に応じて基本指針に基づく計画の中間見直しを行い、社会状況に応じた柔軟な子育て支援施策の実施に取り組んでいきます。



資料



資料

教育・保育施設一覧

平成27年4月1日現在

施設区分	区分	施設名称	住所		
幼稚園	市立	御殿場幼稚園	御殿場市二枚橋 260-1		
		富士岡幼稚園	御殿場市中清水 119		
		竈幼稚園	御殿場市竈 154-1		
		神山幼稚園	御殿場市神山 416-2		
		原里幼稚園	御殿場市川島田 1917-2		
		玉穂幼稚園	御殿場市中畑 426-1		
		原里西幼稚園	御殿場市板妻 101-6		
	森之腰幼稚園	御殿場市川島田 451-3			
	私立	御殿場聖マリア幼稚園	御殿場市新橋 1591		
みなみ幼稚園		御殿場市萩原追分 1193-13			
保育所	市立	東保育園	御殿場市東田中 496-1		
		西保育園	御殿場市萩原 728-1		
		原里第1保育園	御殿場市川島田 71-3		
		原里第2保育園	御殿場市神場 646-47		
		玉穂第1保育園	御殿場市茱萸沢 1322-1		
		玉穂第2保育園	御殿場市中畑 1676-1		
		高根第1保育園	御殿場市塚原 880-3		
		高根第2保育園	御殿場市上小林 431-1		
	私立	高根学園保育所	御殿場市西田中 402-8		
		すみれ保育園	御殿場市竈 1237-1		
		富岳保育園	御殿場市大坂 362-4		
		双葉保育園	御殿場市保土沢 500-3		
		萩原保育園	御殿場市萩原 477-11		
		神山保育園	御殿場市神山 1692-4		
		みなみ保育園	御殿場市萩原追分 1193-21		
		とらのこ保育園	御殿場市川島田 1073-1		
		みらい保育園	御殿場市新橋 1555-1		
		認定こども園	市立	印野こども園	御殿場市印野 1457-2

御殿場市子ども・子育て会議設置条例

平成25年御殿場市条例第45号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、御殿場市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 知識と経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年2月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(任期の特例)

3 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

4 この条例の施行後最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部改正)

5 御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例(昭和31年御殿場市条例第29号)の一部を次のように改正する。

(別表：略)

御殿場市子ども・子育て支援制度庁内推進委員会設置規程

平成25年御殿場市訓令甲第11号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する市町村の責務に基づき、本市における子ども・子育て支援を総合的かつ効果的に推進するため、御殿場市子ども・子育て支援制度庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）の原案の策定（変更を含む。）に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者及び別表第2に掲げる組織に属する職員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、子ども育成課長をもって充て、副委員長は、教育総務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

子ども育成課長 教育総務課長

別表第2（第3条関係）

子育て支援課 子ども育成課 健康推進課 商工観光課 教育総務課 学校教育課

御殿場市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属等	会役職	委嘱期間	条例区分※
1	金 刺 泰 弘	御殿場市保育園保護者会連合会 会長		H26.4.1～	(1)
	川 口 徹 也			H26.2.18～ H26.3.31	
2	野 澤 絵美子	御殿場幼稚園PTA		H26.2.18～	(1)
3	芹 澤 千 佳	御殿場市PTA連合会 副会長		H26.4.1～	(1)
	伊 藤 美由枝			H26.2.18～ H26.3.31	
4	岩 瀬 和 代	御殿場市立原里小学校 校長		H26.2.18～	(2)
5	滝 口 眞里子	主任児童委員		H26.2.18～	(2)
6	式 部 修	矢崎エナジーシステム株式会社 富士工場 総務チームリーダー		H26.10.14～	(2)
	栗 原 正 利			H26.2.18～ H26.10.13	
7	織 本 玲 子	株式会社タカダ産業 総務主任	副会長	H26.2.18～	(2)
8	清 水 千佐子	御殿場農業協同組合 総務企画部人事教育課		H26.2.18～	(2)
9	勝 亦 敦 志	一般社団法人 御殿場青年会議所 副理事長		H26.2.18～	(2)
10	本 崎 肇	神山保育園 園長	会長	H26.2.18～	(3) (4)
11	山 崎 元 則	みなみ幼稚園 園長		H26.2.18～	(3) (4)
12	岩 田 眞 宗	SMILEKIDS NURSERY 園長		H26.2.18～	(3)
13	岩 間 眞 人	静岡県御殿場健康福祉センター 所長		①H26.2.18～ H26.10.13	(5)
	松 本 晃 明			②H27.1.21～ H26.10.14～ H27.1.20	
14	高 村 典 子	市民公募		H26.2.18～	(6)
15	石 橋 睦 実	市民公募		H26.2.18～	(6)

※御殿場市子ども・子育て会議設置条例第2条第2項の区分

計画の策定経過

	会議等	協議事項等
平成26年 2月13日	第1回（平成25年度） 庁内推進委員会	(1)子ども・子育て支援事業二一ズ調査結果の報告 (2)子ども・子育て支援事業計画の概要
2月18日	第1回（平成25年度） 子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援新制度の概要 (2)子ども・子育て支援事業二一ズ調査結果の報告
5月8日	第1回（平成26年度） 子ども・子育て会議	(1)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み (2)教育・保育提供区域 (3)御殿場市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）
5月22日	第1回（平成26年度） 庁内推進委員会	(1)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み (2)教育・保育提供区域 (3)御殿場市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）
6月4日	第2回 庁内推進委員会	(1)子ども・子育て支援新制度に係る基準等 ①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (2)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
6月11日	第2回 子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援新制度に係る基準等 ①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (2)教育・保育の量の見込み
7月28日	第3回 庁内推進委員会	(1)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」 ①「市全域」を単位とした「量の見込み」 ②教育・保育提供区域の見直し ③「教育・保育提供区域」を単位とした「量の見込み」
8月6日	第3回 子ども・子育て会議	(1)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」 ①「市全域」を単位とした「量の見込み」 ②教育・保育提供区域の見直し ③「教育・保育提供区域」を単位とした「量の見込み」 (2)保育の必要性の認定基準
9月11日	第4回 庁内推進委員会	(1)「地域子育て支援拠点事業」の「量の見込み」の見直し (2)「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の「利用定員」の設定 (3)「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」～市全域～ (4)「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」 ～教育・保育提供区域～
9月18日	第4回 子ども・子育て会議	(1)「地域子育て支援拠点事業」の「量の見込み」の見直し (2)「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」 《市全域》及び《教育・保育提供区域》 (3)「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の「利用定員」
10月3日	第5回 庁内推進委員会	(1)御殿場市子ども・子育て支援事業計画（素案）
10月14日	第5回 子ども・子育て会議	(1)「量の見込み」、「確保方策」及び「利用定員」の見直し (2)御殿場市子ども・子育て支援事業計画（素案）

	会議等	協議事項等
平成27年 1月15日	第6回 庁内推進委員会	(1)御殿場市子ども・子育て支援事業計画（案） ①御殿場市子ども・子育て支援事業計画（案）の修正 ②利用定員の設定及び修正 (2)利用者負担
1月21日	第6回 子ども・子育て会議	(1)御殿場市子ども・子育て支援事業計画（案） ①御殿場市子ども・子育て支援事業計画（案）の修正 ②利用定員の設定及び修正 (2)利用者負担

用語の解説

か行

○ 家庭的保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。地域型保育事業の1つ。

○ 教育・保育施設

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

○ 居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などで、保護者の自宅において、1対1で保育を行う事業。地域型保育事業の1つ。

○ 子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（子ども・子育て支援法第7条）。

○ コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

さ行

○ 事業所内保育事業

事業所内の施設等において、主に自社の従業員の子どもの預かる保育事業。地域型保育事業の1つ。子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業は、事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものが公費の給付対象事業（特定地域型保育事業）の要件とされる。

○ 施設型給付

教育・保育施設を通じた共通の給付。

○ 小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。地域型保育事業の1つ。

○ 食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

た行

○ 単独世帯

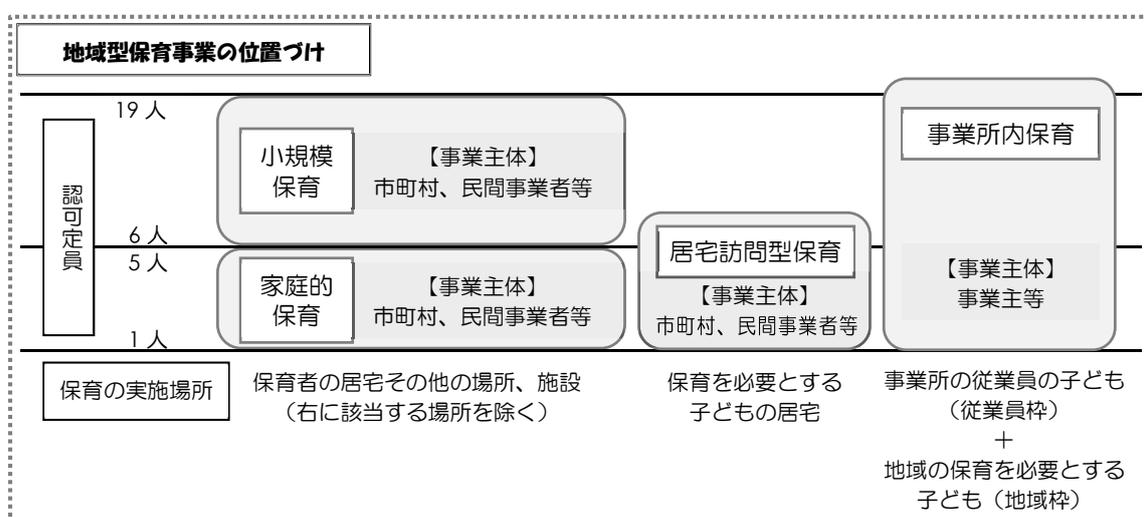
世帯構造の1つの分類で、世帯員が一人だけの世帯。「単身世帯」や「シングル世帯」とも呼ばれる。

○ 地域型保育給付

地域型保育事業への給付。

○ 地域型保育事業

家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の4事業がある。子ども・子育て支援新制度において市町村の認可事業として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしている。



○ 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいう。児童福祉法や学校教育法等を根拠とする施設の「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」(子ども・子育て支援法第31条)の両方を受けることが必要になる。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

○ 特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る施設として確認する「地域型保育事業」をいう。児童福祉法を根拠とする事業の「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」(子ども・子育て支援法第43条)の両方を受けることが必要になる。

○ 特別支援学級

障害があるために、通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために、小学校及び中学校の中に、特別に設置された少人数の学級で、あくまでも小学校または中学校の学級の一つ。特別な配慮のもとに、児童生徒の実態に応じた適切な教育を行う。

な行

○ 認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている）。

○ 認可保育所

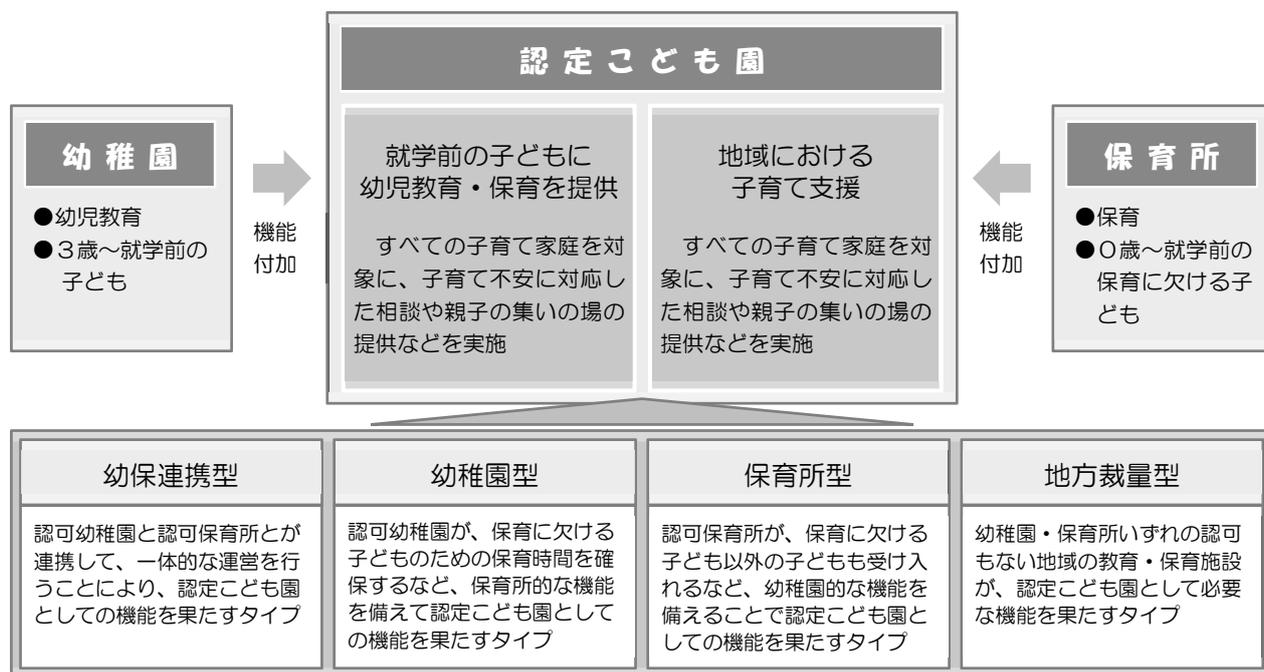
国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けている保育所。

○ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）。「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つの類型がある。

認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。

さらに、認定こども園に通っていない子どもを含め、すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行っている。



は行

○ 病児・病後児保育

病気にかかっている子ども、あるいは、病気が回復期にある子どもを保育する事業。

○ ファミリー・サポート・センター

地域において子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、子育てについて助け合う会員組織。設立運営は市が行う。

○ 保育所

児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する施設で、保育を必要とする満 1 歳に満たない乳児及び満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児に対して保育を行う施設。

○ 放課後児童教室（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、指導員の下、生活の場を提供するもの。平成 27 年度から「放課後児童クラブ」に名称変更。

や行

○ 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

○ 幼稚園

学校教育法第 1 条に規定する施設で、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児に対して幼稚園教育を行う施設。

わ行

○ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

御殿場市子ども・子育て支援事業計画

みんな
地域でつなぐ子育ての輪 ～未来はぐくむ御殿場プラン～

平成 27 年 3 月

発 行：御殿場市健康福祉部子ども育成課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483 番地

TEL 0550-82-4126 / FAX 0550-82-4325

E-mail：hoiku@city.gotemba.shizuoka.jp